

りますが、そうなると、少しほの私の論点とは違うかもしませんが、やはり児童の扶養手当を、先ほど申し上げましたように母子の福祉年金との比較してみますと非常に大きな差がある。これはやはり多少そこには所得保障の意味も一方にはあるからかもしれませんけれども、私はこの二つを並べてみますときには、やはりもう少しわゆる福祉年金と同じくらいまでにこれを上げたらどうか、こういうふうに考へるわけです。一方では、母子福祉年金では改正前で千五百円ですか、今度は千七百円になっているわけですが、そういうものから比べてみても相当大きな差がありますので、こういう観点でもう少し不均衡を是正するお考えはないのかどうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 今後経済事情、その他一般国民の生活の向上等の諸般の事情を勘案いたしまして、介護費という性格をはつきりさせながら、この制度の充実、給付水準の引き上げということにつきまして、引き続き政府としても努力をしてまいりたい、かように考へております。

○大橋和孝君 ここで、じゃあ私ついでにお伺いをしておきたいのですが、わが国の重度の障害児の対策、こういうような問題もいまの問題から渡り及して考へなければならぬと思うわけですが、そういうところで考えてみると、やはりこれに対してもリハビリテーションのいろいろなこと、あるいはそういういろいろな施設の内容といふことにについて非常に大きな欠陥がまだあるわけです。同時に、そこにつとめておる職員に対しても、いろいろな問題があつて十分に対策ができない。こういうふうにして施設がいま非常に不十分であるために、やはりこの施設に送り込むことができない。したがつて、家庭にある人に対する対応は非常に状態が悪い。しかも、そこにわざかなお金しかもらえないといふことになれば、私はそのところに一つ非常に矛盾を感じるわけなんだと思います。こういう機会にやはり重度の障害者に対する施設というものに対して、もっと大きくいろいろな点の含んでおるところの欠点を是正して、そ

うしてこちらにあるところの軽い従業員、あるいは看護婦さん、こういうものに対しては特別な者處が必要だうと思うわけであります。特に、また、この重度の障害児に対しましては、これはなお見込みがないわけでありますので、また、そのコロニーとかリハビリテーション、そういうものに対しての——見込みはないことはない、だんだん回復はするでありますようけれども、いろいろなそういう施設をもっと拡充していかなければならぬ。これをこの扶養手当法と同時に、私はそちらの方面にももっと大きいいこの際に考えを入れていただきたい、こういうことに対しても私は思ふわけでありますので、特にその点についても御配慮を願いたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま大橋委員から御指摘がありましたように、私どもも重症心身障害児なり、あるいは重度の精薄児なり、あるいは重度の肢体不自由児という子供たちに対しましては、基本的には、やはり収容施設を整備をして、できるだけ一人でも多くの子供をこれに収容し、療育をする。これが基本である。このように考えておるわけであります。そういう観点に立ちまして、昭和四十一年度の予算編成にあたりましては、国立の収容施設の整備を年次計画でこれを整備することにいたしまして、その第一年度といたしまして五百二十ベッド、整肢療護園も含めまして、全国で十一カ所の収容施設をつくる、また、コロニーにつきまして、一つのモデル的な施設といったしまして、群馬県高崎市郊外に約六千万坪余りの用地をきめまして、そうして今後コロニーの建設計画を推進をしたい、このように考えておるわけであります。今後におきましては年次計画で、少なくとも昭和四十五年ころまでに五千ベッドくらいの収容施設を全国に整備をしたい、かのように考えておる次第でございます。この収容施設で療育をする、これが基本でございますが、しかし、全部が全部の子供さんを収容することは困難でござりますので、その間における在宅の子供に対するところの療育の指導、あるいはその際

における扶養手当の支給、こういうような意味今までこの特別扶養手当制度を拡充をするといふことにいたした次第でござります。

○大橋和孝君 ありがとうございました。いまお聞きしました中に、高崎市にりつぱななモデル的なものをつくるのであると、これは前々から私も聞いておるわけであります、おそらく企画のほうではいろいろ外国のほうの調査もしておられるだろうと思うのですが、そういうことを含めて、このモデル的なコロニーをこしらえられるこの施設の展望、あるいは、また、今までの調査結果などが明らかになっているところがあります。したら、ひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(竹下精紀君) コロニーにつきましてはわが国で最初のこととござりますので、諸外国の状況、また、国内の特殊な状況、こういったものの勘案いたしまして、どういったものをつけたらいいかということで、昨年の十月にコロニーについての懇談会を設けたわけであります。それには施設従事者、あるいは学識経験者その他の方々を含めまして検討していただいたわけでございますが、その検討の結果といいたしまして、昨年の十二月にコロニーに関する意見というものが提出されております。それによりますと、コロニーの基本的な考え方としましては、こういった重度の心身障害児、あるいは者に対しまして、人間の尊重、こういう基本的な精神をもって運営に当たるということです。それによりますと、コロニーの重度の者はもちろんでございますが、中度、軽度、そといった身体障害者、精神薄弱者、重症精神障害児、こういうものを対象といたしまして、一つの生活共同体である、また総合的な施設である教育制度、また、保護者者の村、こういうような考え方でございます。しかしながら、やはり社会復帰ができる方はもちろん社会復帰する必要がござりますので、そういう面でも職業訓練の問題、あるいは地元の産業との

関連、そういうことについても十分お話をいたしたいと、かように考えております。大体対象といふたしまして千五百名程度を対象としておりますが、四十五年までにはこの施設を完成したいといふ考えでございます。

それから、諸外国の状況につきましては、ことし四月に一人ヨーロッパのほうに派遣をいたしましたが、来月にはアメリカのほうにもう一人派遣いたしたいと、かように考えておる次第であります。

○大橋和孝君 いまのお考査の中では、やはりそれはかなり外国でいろいろない例もあるだらうと思うわけであります。そういうものも含めての構想であります。なお一そくこれに対するは、外国ではどういうところが一番よくあるかということをぼくにちよと知らしていただきたい。どこを対象にして調査されたか、やはり外國に派遣されたところを。

○政府委員(竹下精紀君) 外国につきましては、西ドイツにございまする「ベーテルの家」というのがございまして、これは非常に規模が大きうござりますが、約八千名程度の心身障害児、あるいは者、また、そのほかに非行の少年等を収容しております。ここに二週間ほど行ってもらつたわけであります。そこはスエーデンの国立の重度の精神薄弱児の施設、それから、また、オランダにおきましては授産所がござりますので、そういった授産所を数々所見て回っております。大体ヨーロッパのほうはそういうことでございましたが、アメリカのほうではウイスコンシン・コロニーというのをございまして、そこを主体に見学していくなどというふうに考えております。

○大橋和孝君 ありがとうございました。非常にいい試みでありますので、外国のいいところを十分に取り入れて、りっぱな施設をこしらえていたくようになります。

それから、統きました、衆議院のほうでも論議をされていましたと思うのでありますけれども、この児童手当法の性格から見まして、公的年金の受給

制限は撤廃していいのじゃないかと、こう私は思うわけであります。この公的年金の受給制限の制度との関連について、あるいは、また、こういうことによって阻害されないような付帯条件もついたわけであります。この辺の考え方について、ひとつお考えを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) この手当の性格自体が、介護費の性格を持つておりますので、そういう面から考えてみるとすると、所得保障にプラスをして介護の費用を出すということが本来性格上出てくるのじやないかと考るわけでありまして、そういう面で公的年金の併給という問題も私どももぜひ実現したいと考えておるわけでございますが、現状はまだそこまでいっておりません。今後とも公的年金の併給は、所得制限の緩和と同様に努力をいたしたいと、かように考えております。

○大橋和孝君 撤廃されないならば、ぜひ私はこの際この公的年金に併給してもらようこひとつ

取り計らいを願いたいと同時に、私は、この法律ができるならば、おそらくこれはそうすることを付帯の条件とするほどにしてもらいたいと私は希望するものであります。特にその点については厚生省のほうにおいても配慮されて、どうかひとつ併給は必ずするよううに希望する次第であります。統いて、この扶養手当法と国民年金の別表の隨告度が一致していないような点があるわけであります、この点についてひとつ御説明を願い、そして、また、それに対する理由もちょっとお知らせてを願いたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) ことばの点からいたし
ますと、確かに先庄御指摘のよう、異なつて
おるわけでございますが、しかしながら、特別原
童扶養手当の中に考えておりることは、身体の
障害のために日常生活において常時介護を要す
る、こういうことでございまして、大体国民年金
で考えております範囲と同様に考えていただいて
いいのではないかと思ひます。

に、重度のものと同じような変化を来たしておるものがあるという場合があるわけです。こういうものが含まれてないといふのが私は欠陥じゃないかと思うのであります。こういうものが重なつておるような場合はどういうふうに考えられるのか。やはりこういうのも当然この中に含まれるべきじゃないかと思つておるのでですが、その含まれない理由をひとつ。

○政府委員(竹下禪紀君) 重度の結核児につきましては、現在児童福祉法、あるいは結核予防法等によりまして入院または治療を加えておる、こういうことでございます。また、精神障害児につきましては、これも当然精神病院等に収容して治療を加えるということが必要であろうかと考えるわけでありますので、そういう面からいたしますと、まだこの対象としてよりも、むしろ医療の対象として考えるほうが適当である、かように考えております。それから、また、ほかの障害と合併した場合でございますが、主たる病気が重度の精薄か、あるいは重度の身体障害かということでお私のほうは範囲に加えるということであります。

○大橋和幸君 その限界が非常にあいまいにされて、実際問題としては困つておる家庭がたくさんあると思うのであります。それから、やはりこれは結核があるからまだなおし得るものだ、あるいは、また、精神の異常があるから精神のほうでやるべきものだといって、実際問題でできないで家庭における人がたくさんあるわけでありますし、ことに身体のほうに何か変化があれば特にそういうような入院治療もできにくいようなものもあると、いうような形で、谷間における人が非常にあると思うのですね。それがどちらも相当高度のものであればそちらのほうに収容されるでありますようけれども、中等度くらいのもので、そうしたケースはわりあい多いと思うのです。こういうようなものも除外しておいたのでは、やはりこの児童扶養手帳として出すならば、私はそういうものに当然含まれてあげたほうがそういう人たちのためにはいいのじやないかと思うのですが、それはも

たしましてので、そちらにきて御報告いたしました。身体障害児の数は全国で約十一万六千六百と、いう数字でございまして、その内訳は、視覚障害が一万四千四百、聽覚障害が二万六千、肢体不自由が七万六千二百、こういう總体の数字でござります。

それから、年齢別に区分をいたしますと、看護費が六万四千九百、一歳が一万二千三百、二歳が八千八百、三歳が七千、四歳が二千八百、五歳から九歳までが一万三千七百、十歳から十四歳が五千七百、十五歳から十七歳が千三百、こういうよろづな内訳になっております。性別につきましては、ただいまちょっと手元に資料がありませんので、また後刻御報告いたします。

○大橋和孝君 それから、いまのそういうような御報告を聞いているうちからも感ずるわけでありますけれども、今までにこうしたいわゆるこの重度の障害見に対する予算が組まれておるが、その予算の消化率を見てみると、非常に低いことを感じたわけです。特にいままでは所得率のあれもありましたでありますようけれども、非常に消化率が低いわけです。こういうような点についわては、私はどこに問題があるかということがよくからないわけであります、何でこの予算についての消化率が低かったのか、そういうことについてちょっと御説明を願いたい。

○政府委員(竹下精紀君) 第一は、この身体障害児につきまして三十九年から始まつたわけでござりますけれども、まだ十分なPRが届いていないのじゃないかということが考えられます。

それから、第二番目には、やはりまだこういった子供を持つ親の方々として、やはり世間から隠したい、こういう気持ちがあるわけでございます。それから、第三は、所得制限がやはり相当きびしうござりますので、所得制限の問題があるのでないか。それから、第四番目としましては、事務手続上、やはり医者の手によって判定されるといふことでござりますので、そういう手続をおつくらがると申しますか、めんどうがる方もいらっしゃ

○大橋和孝君 それはよく考えられるわけであり
るよとでございますか 大体そういうことで
この予算の消化が悪いのじゃないかと考えます。

ますが、特にこの中で問題にしなければならないのは、もちろん手続なんかも複雑であります。これをまた簡単にできるだけやってもらいうこう。とも必要であります。私はこの認定のきびしさというものがかなりあるのじやないかと思ふ。わけであります。そういうことは当局としては感じておられないのですか。私はもつとどういった点で範囲を拡大するようなな、同じ限界占についての、先ほども申したわけであります。それがここにあらわれているのじやないかと思うのですが、それをお認めしておあります。

○政府委員(竹下精紀君) 精神薄弱児につきましては、やはり医者の認定、あるいは知能テスト、そういうものが必要でございますので、そういうことで認定をやつておるわけでございますが、むしろやはり問題といたしますのは、認定の問題よりも、むしろ私どものほうでは所得制限の問題ではないかと、がようく考えておる次第でござります。

○大橋和孝君 ではひとつこういう点には十分配慮を願つて、拡大してしていただくようにお願ひをしておきます。

それから、もう一つ、あわせてここでお伺いしておきたいのは、こうした手当をもらうのは、生活保護を受けている人でありますと、いたいたいものは生活保護費から差し引かれることになつておるわけでありますが、そうしますと法の意味ではすいぶん話が違うように思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(竹下精紀君) 生活保護を受けている世帯につきましては、この手当は、加算の制度によりまして、実質上廃除されるということがござります。

○大橋和孝君 そうすると、これは上に積まれるわけでござりますね。

○政府委員(竹下精紀君) さようでございます。
○大橋和孝君 特にそうでないとかぬと思うと
けであります。

それから、また、今度はこの低所得者に對してだけ支給されることになつてゐるわけであります
が、その中間の階層の人たちで、教育費だとから
額にかかる人なんかには、支給されても、実際生
活が苦しいわけでありますから、こういう人には
ある程度みる方法はあるかないのか。やはり所謂
額がきまつてしまつておつても非常に苦しい人が
あるわけでありますね。非常に多子家庭であつた
り、教育費とか、あるいは、また、あるわけでもな
りますが、そういう点についてはどういうふうにな
つておるか。

それから、特に私はその中で年六千円以上の金なんかを払っているような家庭、そうしてそれをいうところでは月に五百円くらいの税金が免除されるわけでありますけれども、そういう特典を受けてないような方には法の盲点があるはずなんですが、そういう点についてひとつお聞かせ願えたらいいと思うのですが。

○政府委員(竹下精紀君) 現在の所得制限の点につきましては、二十四万円以下の収入があるということをございますので、二十四万円と、それから子供一人につきましての扶養控除がございまますが、そういうものをプラスされたものがこの手当

はり私は、まだまだこの法の盲点になつてゐる人、あるいは、また、その限界点に達して恩恵に浴せないという方が非常にありますので

で、そういう点をひとつ特にこの法律をつくるときには配慮をしていただいて、そして増額とともに、もつとそういう人たちにもまんべんなくできるだけ範囲を広げて適用できるような方向に進むのが当然じゃなかろうかと思いますので、特にそうした面の取り扱い、特に少しの谷間でそれを救うことのできるような範囲の人たちについては、特にあたたかい手が差し伸べられることが必要だと思いますので、そういうことの御配慮を願いたいと思うわけであります。

きましては、ただいま政府のほうからも考え方を御説明をいたし、また、大橋委員からも御指摘がございましたように、今後所得制限につきましては大幅な緩和の措置を講ずるようしたい、また、公的年金との併給ができるますように、そういう方向で努力をしたい、かように考えております。

ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならぬ。」と、こうあるわけがありますが、ことしの社会保障費の予算は六千二百十七億、福祉費が五百十一億ですね。ということになりますと、この児童手当という小なる部分をとってみると、これは非常にいま言つた児童福祉法第一条のこの心というものが行政の面で具体的に必ずしも万全を期しておらない。ここに社会保障が全きを期し得ない日本の政治情勢という背景があることはもちろんそうでありましようけれども、やはりわれわれ政治に携わる者としては、少なくとも法が厳然として定めるところに従つて、やはり児童が問題につきましても、これはもう万遺憾なきを

期すというのが当然の責務だらうと思うのであります。ところが、いま申し上げましたように、社会保障にいたしましても、さらに、また、その部分の苦心にいたしましても、社会保障費のわずか一割程度、すなわち六千二百十七億円に対して五百十一億円というになります。そうなりますと、法律ではなるほど国民を守るがことく見せかけておるけれども、さて現実の場においてはりようりょうたる予算であるとするならば、この理想と現実の谷間にあらぐ国民党こそ、さらに第二のこの国家を背負つて立つところの児童こそ非常にみじめな環境に据え置かれておると言わなければなりません。したがいまして、大臣は、大臣就任早々から、社会保障に対して、さらにまた、第二国民の育成に対しては大いなる御熱心の御発言と承つておるわけでありますけれども、一体そういう問題についてどう今後対処されるのか。大臣は、從来、大蔵大臣とけんかしてもわが厚生予算は取つてくると盛んに言われ、特に各種団体の陳情の場においては、私にまかせてください、来年度予算を獲得すると昨年度は言われた。ことしもまた、先ほどの御答弁だと、ことしの予算じゃなくて、来年度の予算は考えるなどといふようなことをしゃしゃの委員会で言及されると、私は十分とは考えず、私は未来を語るものもちろん必要であります。しかしの御答弁ども、現実の場に対処するのもまた政治的衝撃をあざかる大臣としても大切なことではなからうかと思うのでありますので、この点について、ひとつとくと御意見を拝聴したいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 児童福祉の行政を進めにあたりまして、児童福祉法の精神を体してこられをやつてまいるという点につきましては、政府

も今までこの児童福祉法の精神の趣旨を生かすべくいろいろ努力をしてまいつたところでござります。ただ、御指摘もございましたように、全体の社会保障費の中に占めるところの福祉行政、

こういう面につきましては、今日まだ児童手当法の広く児童全般を対象とした制度ができておりますが、児童手当法の内容についてひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(竹下精紀君) 児童扶養手当につきま

しては、「児童扶養手当の額は国民年金法による母子扶助年金と同額に引き上げる要がある。」こ

ういう社会保障制度審議会の答申でござります。

○森勝治君 ただいまのお答えとおりでありますと、一体本件については答申案を尊重されたの

せん関係もございまして、予算的には、御指摘の

とおり、まだ十分とは言えないでござります。しかし、今回の児童扶養手当法の改正並びに特別な問題にあらぐ国民こそ、さらに第二のこの児童福祉、特に生別母子家庭でありますとか、あるいは、また、ハンディキャップを負つても、児童福祉、特に生別母子家庭でありますとか、あるいは、また、ハンディキャップを負つたところの重症心身障害児等々の子供さんの扶養手当等につきましては、できるだけこれを充実をしてまいりたいということで、今年度の予算編成にあたりましても配意いたしたところでござります。また、福祉年金の国民年金法の改正にあたりましたところの重症心身障害児等々の子供さんの扶養手当等につきましては、できるだけこれを充実をしてまいりたいということで、今年度の予算編成にあたりましても、この点は十分とは言えませんけれども、やはり配慮をいたしております。また、重症

柱がここに四十一年度において立つたのでござります。

○政府委員(竹下精紀君) 答申につきましては、

今年度の問題として答申がなされたものであります。

○森勝治君 木年度の問題について諮問し、これについて答申されたと言う。ところが、提案され

たものは、母子福祉年金と同額にすべしという社

会保障制度審議会の答申を尊重する尊重すると言

いながら無視して、母子福祉年金は千五百円が千

七百円に引き上げられたにもかかわらず、児童扶

養手当というのは千四百円になつたばかりであり

ます。とするならば、社会保障制度審議会の答申

を全く尊重しないものと言わざるを得ないのであ

りますが、この点についてはどうでしよう、ひと

つ大臣からお答えをいただきたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 森さんもすでに御承知

のことですが、社会保障制度審議会からの

答申がございましたのは今年の二月でございま

す。すでに予算の編成は昨年の暮れに政府各省間

で詰めておったのでありますて、今年の予算が固

まりましてからこの答申をいただいたと、こうい

うことになるのであります、私どもはこの答申

が行なわれた時期とはかかわりなしに、やはり先

ほど来てお話をありましたように、児童福祉法の精

神を体しましてできるだけ内容の改善に当たりた

い、こういうことで、不十分ではあったのであり

ますけれども、今回の改正案を提案したと、こう

いうことで御理解をいただきたいと思います。

○森勝治君 そういたしますと、これはちょっと

古い話をして恐縮でありますが、ガン対策費の大

蔵省折衝にあたりましては大臣たいへん御奮闘さ

れまして、大なたふるわれたものをだいぶ復活さ

れましたね。そのように政治折衝で片づく当時の状況ではなかったでしょうか。私はそう思うのであります。その点は私がそういうふうに理解をつけることが一体無理なのでしょうか。素朴にガ

ン対策費でも厚生省が所期の目的に到達——予算

額にはできませんでしだれども、ある程度復

活させたそういう御努力が本件にも払われてしま

るべきであったのではないかと私は思うのであり

ますが、この辺は私どもがそう勘ぐるのは失礼な

ことになるでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) この答申につきましては、

は、次の来年度の問題として尊重してまいりたいと、かように考えます。

○森勝治君 くどいようであります。それでは

答申をされたのは、今年度の予算案に反映するた

めに答申されたのではなくして、未来に向かって諮

問されたのですね。

○政府委員(竹下精紀君) 答申につきましては、

は、今年度の問題として答申がなされたものであります。

○森勝治君 木年度の問題について諮問し、これについて答申されたと言います。ところが、提案され

たものは、母子福祉年金と同額にすべしという社

会保障制度審議会の答申を尊重する尊重すると言

いながら無視して、母子福祉年金は千五百円が千

七百円に引き上げられたにもかかわらず、児童扶

養手当というのは千四百円になつたばかりであり

ます。とするならば、社会保障制度審議会の答申

を全く尊重しないものと言わざるを得ないのであ

りますが、この点についてはどうでしよう、ひと

つ大臣からお答えをいただきたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 森さんもすでに御承知

のことですが、社会保障制度審議会からの

答申がございましたのは今年の二月でございま

す。すでに予算の編成は昨年の暮れに政府各省間

で詰めておったのでありますて、今年の予算が固

まりましてからこの答申をいただいたと、こうい

うことになるのであります、私どもはこの答申

が行なわれた時期とはかかわりなしに、やはり先

ほど来てお話をありましたように、児童福祉法の精

神を体しましてできるだけ内容の改善に当たりた

い、こういうことで、不十分ではあったのであり

ますけれども、今回の改正案を提案したと、こう

いうことで御理解をいただきたいと思います。

○森勝治君 そういたしますと、これはちょっと

古い話をして恐縮でありますが、ガン対策費の大

蔵省折衝にあたりましては大臣たいへん御奮闘さ

れまして、大なたふるわれたものをだいぶ復活さ

れましたね。そのように政治折衝で片づく当時の状況ではなかったでしょうか。私はそう思うのであります。その点は私がそういうふうに理解をつけることが一体無理なのでしょうか。素朴にガ

ン対策費でも厚生省が所期の目的に到達——予算

額にはできませんでしだれども、ある程度復

活させたそういう御努力が本件にも払われてしま

るべきであったのではないかと私は思うのであり

ますが、この辺は私どもがそう勘ぐるのは失礼な

ことになるでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) この答申につきましては、

は、今年度の問題として答申がなされたものであります。

○森勝治君 木年度の問題について諮問し、これについて答申されたと言います。ところが、提案され

たものは、母子福祉年金と同額にすべしという社

会保障制度審議会の答申を尊重する尊重すると言

いながら無視して、母子福祉年金は千五百円が千

七百円に引き上げられたにもかかわらず、児童扶

養手当というのは千四百円になつたばかりであり

ます。とするならば、社会保障制度審議会の答申

を全く尊重しないものと言わざるを得ないのであ

りますが、この点についてはどうでしよう、ひと

つ大臣からお答えをいただきたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 森さんもすでに御承知

のことですが、社会保障制度審議会からの

答申がございましたのは今年の二月でございま

す。すでに予算の編成は昨年の暮れに政府各省間

で詰めておったのでありますて、今年の予算が固

まりましてからこの答申をいただいたと、こうい

うことになるのであります、私どもはこの答申

が行なわれた時期とはかかわりなしに、やはり先

ほど来てお話をありましたように、児童福祉法の精

神を体しましてできるだけ内容の改善に当たりた

い、こういうことで、不十分ではあったのであり

ますけれども、今回の改正案を提案したと、こう

いうことで御理解をいただきたいと思います。

○森勝治君 そういたしますと、これはちょっと

古い話をして恐縮でありますが、ガン対策費の大

蔵省折衝にあたりましては大臣たいへん御奮闘さ

れまして、大なたふるわれたものをだいぶ復活さ

れましたね。そのように政治折衝で片づく当時の状況ではなかったでしょうか。私はそう思うのであります。その点は私がそういうふうに理解をつけることが一体無理なのでしょうか。素朴にガ

ン対策費でも厚生省が所期の目的に到達——予算

額にはできませんでしだれども、ある程度復

活させたそういう御努力が本件にも払われてしま

るべきであったのではないかと私は思うのであり

ますが、この辺は私どもがそう勘ぐるのは失礼な

ことになるでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) この答申につきましては、

は、今年度の問題として答申がなされたものであります。

○森勝治君 木年度の問題について諮問し、これについて答申されたと言います。ところが、提案され

たものは、母子福祉年金と同額にすべしという社

会保障制度審議会の答申を尊重する尊重すると言

いながら無視して、母子福祉年金は千五百円が千

七百円に引き上げられたにもかかわらず、児童扶

養手当というのは千四百円になつたばかりであり

ます。とするならば、社会保障制度審議会の答申

を全く尊重しないものと言わざるを得ないのであ

りますが、この点についてはどうでしよう、ひと

つ大臣からお答えをいただきたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 森さんもすでに御承知

のことですが、社会保障制度審議会からの

答申がございましたのは今年の二月でございま

す。すでに予算の編成は昨年の暮れに政府各省間

で詰めておったのでありますて、今年の予算が固

まりましてからこの答申をいただいたと、こうい

うことになるのであります、私どもはこの答申

が行なわれた時期とはかかわりなしに、やはり先

ほど来てお話をありましたように、児童福祉法の精

神を体しましてできるだけ内容の改善に当たりた

い、こういうことで、不十分ではあったのであり

ますけれども、今回の改正案を提案したと、こう

いうことで御理解をいただきたいと思います。

○森勝治君 そういたしますと、これはちょっと

古い話をして恐縮でありますが、ガン対策費の大

蔵省折衝にあたりましては大臣たいへん御奮闘さ

れまして、大なたふるわれたものをだいぶ復活さ

れましたね。そのように政治折衝で片づく当時の状況ではなかったでしょうか。私はそう思うのであります。その点は私がそういうふうに理解をつけることが一体無理なのでしょうか。素朴にガ

ン対策費でも厚生省が所期の目的に到達——予算

額にはできませんでしだれども、ある程度復

活させたそういう御努力が本件にも払われてしま

るべきであったのではないかと私は思うのであり

ますが、この辺は私どもがそう勘ぐるのは失礼な

ことになるでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) この答申につきましては、

は、今年度の問題として答申がなされたものであります。

○森勝治君 木年度の問題について諮問し、これについて答申されたと言います。ところが、提案され

たものは、母子福祉年金と同額にすべしという社

会保障制度審議会の答申を尊重する尊重すると言

いながら無視して、母子福祉年金は千五百円が千

七百円に引き上げられたにもかかわらず、児童扶

養手当というのは千四百円になつたばかりであり

ます。とするならば、社会保障制度審議会の答申

を全く尊重しないものと言わざるを得ないのであ

りますが、この点についてはどうでしよう、ひと

つ大臣からお答えをいただきたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 森さんもすでに御承知

のことですが、社会保障制度審議会からの

答申がございましたのは今年の二月でございま

す。すでに予算の編成は昨年の暮れに政府各省間

で詰めておったのでありますて、今年の予算が固

まりましてからこの答申をいただいたと、こうい

うことになるのであります、私どもはこの答申

が行なわれた時期とはかかわりなしに、やはり先

ほど来てお話をありましたように、児童福祉法の精

神を体しましてできるだけ内容の改善に当たりた

い、こういうことで、不十分ではあったのであり

ますけれども、今回の改正案を提案したと、こう

いうことで御理解をいただきたいと思います。

○森勝治君 そういたしますと、これはちょっと

古い話をして恐縮でありますが、ガン対策費の大

蔵省折衝にあたりましては大臣たいへん御奮闘さ

れまして、大なたふるわれたものをだいぶ復活さ

れましたね。そのように政治折衝で片づく当時の状況ではなかったでしょうか。私はそう思うのであります。その点は私がそういうふうに理解をつけることが一体無理なのでしょうか。素朴にガ

ン対策費でも厚生省が所期の目的に到達——予算

額にはできませんでしだれども、ある程度復

活させたそういう御努力が本件にも払われてしま

るべきであったのではないかと私は思うのであり

ますが、この辺は私どもがそう勘ぐるのは失礼な

ことになるでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) この答申につきましては、

は、今年度の問題として答申がなされたものであります。

○森勝治君 木年度の問題について諮問し、これについて答申されたと言います。ところが、提案され

たものは、母子福祉年金と同額にすべしという社

会保障制度審議会の答申を尊重する尊重すると言

いながら無視して、母子福祉年金は千五百円が千

七百円に引き上げられたにもかかわらず、児童扶

養手当というのは千四百円になつたばかりであり

ます。とするならば、社会保障制度審議会の答申

を全く尊重しないものと言わざるを得ないのであ

りますが、この点についてはどうでしよう、ひと

つ大臣からお答えをいただきたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 森さんもすでに御承知

るわが党の代表の質問につきましては、大臣はそのようにお考えになつてない。どういうふうにあります、申し上げてみますと、この児童扶養手当と母子福祉年金というものは性格が違うから、必ずしも金額は一致するにあたらぬと大臣は衆議院でお答えになつておられます。ところが、もしさういう思想で固まつておられるなら、社会保障制度審議会の答申は同額にすべしといふ考え方でありますから、大臣の考えとは全く平行線をたどるわけであります。大臣はこう言われております。「児童扶養手当の金額をなぜ母子福祉年金やその他の手当と同じように引き上げないか」というお尋ねでございますが、この児童扶養手当制度は、お話をありましたように、生別の母子世帯を対象としたものでございまして、子供さん一人一人についての扶養手当でございます。母子福祉年金の場合におきましては、母と子の生活を保障する、こういう目的でできておりますので、必ずしも金額は一致すべきものとは考えておりません」云々という御答弁がなされておりますけれども、くどいようでございますが、衆議院の本会議ではこういう答弁をされましたが、昭和四十二年度、すなわち来年度の予算編成にあたっては、社会保障制度審議会が答申した趣旨にのつとつて母子福祉年金と同額にする、こういうふうにお考えを直されてきたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

度であるわけでござります。したがいまして、私
は、今後児童福祉の観點から、この児童の所得保
障としての手当制度、あるいは年金制度というも
のを根本的に再検討すべき段階にきて居る、かよ
うに考へておるのであります。たまたま社会保険
制度審議会からもこういう御答申があつたのであ
りますから、政府といたしましても、その点につ
きましては十分御趣旨を尊重して、今後そういう
方向に向かつて努力をしたい、このように考へて
おるわけであります。

○森勝治君　どうも重ねて発言をして恐縮であります
が、どうも私ははつきりしないと心がよくな
いたちでございますので、しつこいようであります
が、いまの御答弁というのは、いわゆる先ほど
局長が答弁されましたように、社会保障制度審議
会の答申の趣旨に沿つて、他の手当等と勘案をいたし
まつては十分御趣旨を尊重して、今後そういう
方向に向かつて努力をしたい、このように考へて
おるわけであります。

○國務大臣(鈴木善幸君)　さようでござります。

○理事(藤田藤太郎君)　他に御発言もなければ、
本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめて
おきます。午後は一時三十分から再開をいたし
ます。

暫時休憩をいたします。

午後零時三十一分休憩

●委員長(千葉千代世君)　ただいまより社会労働
委員会を再開いたします。

この際、土屋委員から資料要求についての発言
を求められておりますので、これを許可いたし
ます。

○土屋義彦君　私は、過ぐる太平洋戦争における
戦没者の遺骨の収集及び墓参について二、三の資
料の提出を当局にお願いしたいと思います。
まず、第一点といたしましては、太平洋戦争に
おけるおもなる激戦地においてなくなられました
戦没者の概数。第二点といたしましては、遺骨の

収集及び墓参の実施状況。第三点といたしましては、太平洋戦争の激戦海域の沈没艦艇と、海底に眠つたままになつておりまする遺体の数。この三点につきまして資料の提出をひとつお願ひしたいと思います。いずれあらためまして御質問をさしていただきます。

○國務大臣（鈴木善幸君） ただいま資料の御要求がありました点につきましては、できるだけ御理解を以て沿うような資料を取りまとめて提出をいたします。

○國務大臣（鈴木善幸君） 重複精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森勝治君 大臣にお伺いしたいのですが、身体障害児童、いわゆる十八歳未満の身体障害児童というのは全国的にどのくらいおられるのか。さらに、身体障害の中でも、いろいろ大別すれば二つ三つというふうに分かれますけれども、障害別でもけつこうですから、ひとつ概数をお知らせ願います。

○國務大臣（鈴木善幸君） 数字にわたることでございますので、児童家庭局長から御説明申し上げます。

○政府委員（竹下精紀君） 身体障害の児童についての御質問でございますが、昨年調査いたしました身体障害の児童につきましては、全国の推計数が十一万六千六百でございまして、その内訳は、視覚障害が一万四千四百、聽覚障害が二万六千、肢體不自由の障害が七万六千二百、こういった数字になっております。

○森勝治君 そうすると、合計すると幾らになりますか。

○政府委員（竹下精紀君） 十一万六千六百でござります。

○森勝治君 これが身体障害児の総数ですか。

○政府委員（竹下精紀君） さようでござります。

○森勝治君 この中には、いわゆる精障児といわれているものは入りませんね。

○政府委員(竹下精紀君) この中に精薄を伴います重症の心身障害児というものは入っているわけでございます。

○森勝治君 ょうと千人ぐらいですかからかまわないといつてしまえばそれまでですが、何かおたくのほうの調査では十一万六千とおっしゃったが、何か十一万七千と発表されているように私の乏しい頭でちょっとと思いついたのですが、私のほうの勘定いなんでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) 十一万七千といつておるといたしますれば、おそらく十一万六千六百でござりますので、それを四捨五入いたしまして十一万七千、こういうことであらうかと思います。

○森勝治君 それはわかりました。そうしますと、この十一万六千のうち、施設に収容をして教育あるいは保育する障害児というのは何名ぐらいおられるのですか。

○政府委員(竹下精紀君) この中で施設に入所を希望し、また、必要とする障害児は四万三千八百人でござります。

○森勝治君 それは収容をしようとするもの、それから希望するものが四万三千八百人ということになりますね。

○政府委員(竹下精紀君) さようでござります。

○森勝治君 そうしますと、いま重症身体障害児の施設といふものは全国三カ所で四百二十六ベッドということになりますね、現在は。そうですね。そうしますと、四万三千八百人の収容をしなければならないその該当者に対して四百二十六ベッド、全国で三カ所ということになると、ちょっとこれは先ほどの、たとえ誠心誠意児童福祉のために挺身するという大臣のおことばとも思えず、りょうりようたる施設ということばが出てくるわけだけれども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(竹下精紀君) 私が申し上げました数字は、身体障害児全体の数について施設に収容を

必要とする。こうしたことございまして、その中で重症心身障害児で施設に入所する必要があると申しますのは一万六千人でございます。

○森勝治君 ですから、まあ一万六千対さつきの四百、一万六千ないし一万七千といわれておるわけです、重症児は。それにしても、全国三カ所の四百二十六床というのは施設として少な過ぎるのではないか、こういうことです。先ほどの大橋委員の質問で、来年度は約五百二十ベッドですか、施設をふやす、こういうお話をありますけれども、それすらもまだこの収容しなければならぬ児童数に比較して非常に少ないということになりますね。合計あれまして九百四十六床にしかなりますね。せんから、一万七千にしては、これはもう約五分程度ということになりますね。まあ施設の四百二十六床に五百二十床を加えるということになると言えましようけれども、重症児の収容施設のペーセンテージからいくと、必ずしも当を得たものでないと思ひます。したがつて、まあ来年度は五百二十というお話をありますけれども、それならばさらにその先はどうされるのか、これはひとつ大臣のほうから。

○国務大臣(鈴木善幸君) 重症心身障害児の収容施設につきましては、現状は、お話をございま

たように、民間の施設が四百二十六床あるにとど

まつておつたのであります。昨年政府におきまし

ては重症心身障害児の実態調査をやりまして、そ

の結果どうしても収容を必要とするところの児童

が約一万六千人いるという実態の把握ができたの

であります。そこで、たいへんおくれさせでございましたけれども、国立の収容施設を早急に整備する必要があるということを痛感をいたしまし

て、昭和四十一年度の予算の編成にあたりまし

て、先ほど御説明を申し上げましたように、整版

療養園に対する四十床の増床を含めまして全国十

一ヵ所で五百二十床の収容施設を整備をする、こ

ういうことにいたしましたのであります。昭和四十二

年度以降におきましてもこれを重点的に整備を急

ぎまして、昭和四十五年度までに全体の三分の一

程度を収容することを目指して五千床

の整備を計画的に整備いたしたい、このように考

えておる次第でござります。なお、その間、施設

の指導、そういうようなものを並行いたしまして

措置してまいりたい、かような考え方でござい

ます。

○森勝治君 それでは次の質問に移りますが、い

ま大臣の御答弁の中でお宅児に対する扶養手当を支給す

ると、こういうふうにおっしゃっておられるわけ

であります。私が、この種のものは、むしろ扶

養手当というよりも監護手当、療養手当、そうい

う名のような気がしてならないであります。そ

うものだといたしますならば、いま千二百円か

ら千四百円という額は、これもまた先ほど私が手

称は用いてあるけれども、実態はいま言つたよう

な監護手当というような、そういうふうな思想が

根底におありなのかどうか、この点についてお伺

いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま森さんから御

指摘がありましたように、重度精薄児、あるいは

重度の肢体不自由児、重症心身障害児、この子供

たちに支給いたしましたところの特別扶養手当と申

しますのは、所得保障というものが支給される

干その趣旨が違うのであります。そこで、御指摘のよう

に介護費の一部を扶助する、こういう趣旨のもの

と考えておるのであります。収容されました児童

に對しまして特別介護費というものが支給される

のであります。しかし、ちょうどそれに該当する、こ

ういうふうに私ども考えておるのであります。し

うぐあいに私ども考えておるのであります。さ

らに、もう一つ、大臣はこれら重症児を持つ

父兄の経済的な負担を考慮されまして、大幅な制

限緩和でしたか、というようなお話をございまし

たがいまして、今後この特別児童扶養手当の取り

扱いにつきましては、他の公的年金制度との併給

を考えており、また、さらにこの支給制限の緩和と

申しますよりは、大幅な支給制限の緩和措置とい

うものをぜひ考えていいきたい。また、その給付い

ておる次第でござります。なお、その間、施設

の指導、そういうようなものを並行いたしまして

措置してまいりたい、かのような考え方でござい

ます。

○森勝治君 それでは次の質問に移りますが、い

ま大臣の御答弁の中でお宅児に対する扶養手当を支給す

ると、こういうふうにおっしゃっておられるわけ

であります。私が、この種のものは、むしろ扶

養手当というよりも監護手当、療養手当、そうい

う名のような気がしてならないであります。そ

うものだといたしますならば、いま千二百円か

ら千四百円という額は、これもまた先ほど私が手

称は用いてあるけれども、実態はいま言つたよう

な監護手当というような、そういうふうな思想が

根底におありなのかどうか、この点についてお伺

いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま森さんから御

指摘がありましたように、重度精薄児、あるいは

重度の肢体不自由児、重症心身障害児、この子供

たちに支給いたしましたところの特別扶養手当と申

しますのは、所得保障というものが支給される

干その趣旨が違うのであります。そこで、御指摘のよう

に介護費の一部を扶助する、こういう趣旨のもの

と考えておるのであります。収容されました児童

に對しまして特別介護費というものが支給される

のであります。しかし、ちょうどそれに該当する、こ

ういうふうに私ども考えておるのであります。し

うぐあいに私ども考えておるのであります。さ

らに、もう一つ、大臣はこれら重症児を持つ

父兄の経済的な負担を考慮されまして、大幅な制

限緩和でしたか、というようなお話をございまし

たがいまして、今後この特別児童扶養手当の取り

扱いにつきましては、他の公的年金制度との併給

を考えており、また、さらにこの支給制限の緩和と

申しますよりは、大幅な支給制限の緩和措置とい

うものをぜひ考えていいきたい。また、その給付い

ておる次第でござります。なお、その間、施設

の指導、そういうようなものを並行いたしまして

措置してまいりたい、かのような考え方でござい

ます。

○森勝治君 それでは次の質問に移りますが、い

ま大臣の御答弁の中でお宅児に対する扶養手当を支給す

ると、こういうふうにおっしゃっておられるわけ

であります。私が、この種のものは、むしろ扶

養手当というよりも監護手当、療養手当、そうい

う名のような気がしてならないであります。そ

うものだといたしますならば、いま千二百円か

ら千四百円という額は、これもまた先ほど私が手

称は用いてあるけれども、実態はいま言つたよう

な監護手当というような、そういうふうな思想が

根底におありなのかどうか、この点についてお伺

いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま森さんから御

指摘がありましたように、重度精薄児、あるいは

重度の肢体不自由児、重症心身障害児、この子供

たちに支給いたしましたところの特別扶養手当と申

しますのは、所得保障というものが支給される

干その趣旨が違うのであります。そこで、御指摘のよう

に介護費の一部を扶助する、こういう趣旨のもの

と考えておるのであります。収容されました児童

に對しまして特別介護費というものが支給される

のであります。しかし、ちょうどそれに該当する、こ

ういうふうに私ども考えておるのであります。し

うぐあいに私ども考えておるのであります。さ

らに、もう一つ、大臣はこれら重症児を持つ

父兄の経済的な負担を考慮されまして、大幅な制

限緩和でしたか、というようなお話をございまし

たがいまして、今後この特別児童扶養手当の取り

扱いにつきましては、他の公的年金制度との併給

を考えており、また、さらにこの支給制限の緩和と

申しますよりは、大幅な支給制限の緩和措置とい

うものをぜひ考えていいきたい。また、その給付い

ておる次第でござります。なお、その間、施設

の指導、そういうようなものを並行いたしまして

措置してまいりたい、かのような考え方でござい

ます。

○森勝治君 それでは次の質問に移りますが、い

ま大臣の御答弁の中でお宅児に対する扶養手当を支給す

ると、こういうふうにおっしゃっておられるわけ

であります。私が、この種のものは、むしろ扶

養手当というよりも監護手当、療養手当、そうい

う名のような気がしてならないであります。そ

うものだといたしますならば、いま千二百円か

ら千四百円という額は、これもまた先ほど私が手

称は用いてあるけれども、実態はいま言つたよう

な監護手当というような、そういうふうな思想が

根底におありなのかどうか、この点についてお伺

いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま森さんから御

指摘がありましたように、重度精薄児、あるいは

重度の肢体不自由児、重症心身障害児、この子供

たちに支給いたしましたところの特別扶養手当と申

しますのは、所得保障というものが支給される

干その趣旨が違うのであります。そこで、御指摘のよう

に介護費の一部を扶助する、こういう趣旨のもの

と考えておるのであります。収容されました児童

に對しまして特別介護費というものが支給される

のであります。しかし、ちょうどそれに該当する、こ

ういうふうに私ども考えておるのであります。し

うぐあいに私ども考えておるのであります。さ

らに、もう一つ、大臣はこれら重症児を持つ

父兄の経済的な負担を考慮されまして、大幅な制

限緩和でしたか、というようなお話をございまし

たがいまして、今後この特別児童扶養手当の取り

扱いにつきましては、他の公的年金制度との併給

を考えており、また、さらにこの支給制限の緩和と

申しますよりは、大幅な支給制限の緩和措置とい

うものをぜひ考えていいきたい。また、その給付い

ておる次第でござります。なお、その間、施設

の指導、そういうようなものを並行いたしまして

措置してまいりたい、かのような考え方でござい

ます。

○森勝治君 それでは次の質問に移りますが、い

ま大臣の御答弁の中でお宅児に対する扶養手当を支給す

ると、こういうふうにおっしゃっておられるわけ

であります。私が、この種のものは、むしろ扶

養手当というよりも監護手当、療養手当、そうい

う名のような気がしてならないであります。そ

うものだといたしますならば、いま千二百円か

ら千四百円という額は、これもまた先ほど私が手

称は用いてあるけれども、実態はいま言つたよう

な監護手当というような、そういうふうな思想が

根底におありなのかどうか、この点についてお伺

いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま森さんから御

指摘がありましたように、重度精薄児、あるいは

重度の肢体不自由児、重症心身障害児、この子供

たちに支給いたしましたところの特別扶養手当と申

しますのは、所得保障というものが支給される

干その趣旨が違うのであります。そこで、御指摘のよう

に介護費の一部を扶助する、こういう趣旨のもの

と考えておるのであります。収容されました児童

に對しまして特別介護費というものが支給される

のであります。しかし、ちょうどそれに該当する、こ

ういうふうに私ども考えておるのであります。し

うぐあいに私ども考えておるのであります。さ

らに、もう一つ、大臣はこれら重症児を持つ

父兄の経済的な負担を考慮されまして、大幅な制

限緩和でしたか、というようなお話をございまし

たがいまして、今後この特別児童扶養手当の取り

扱いにつきましては、他の公的年金制度との併給

を考えており、また、さらにこの支給制限の緩和と

申しますよりは、大幅な支給制限の緩和措置とい

うものをぜひ考えていいきたい。また、その給付い

ておる次第でござります。なお、その間、施設

の指導、そういうようなものを並行いたしまして

措置してまいりたい、かのような考え方でござい

ます。

○森勝治君 それでは次の質問に移りますが、い

ま大臣の御答弁の中でお宅児に対する扶養手当を支給す

ると、こういうふうにおっしゃっておられるわけ

であります。私が、この種のものは、むしろ扶

養手当というよりも監護手当、療養手当、そうい

う名のような気がしてならないであります。そ

うものだといたしますならば、いま千二百円か

ら千四百円という額は、これもまた先ほど私が手

称は用いてあるけれども、実態はいま言つたよう

な監護手当というような、そういうふうな思想が

根底におありなのかどうか、この点についてお伺

いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま森さんから御

指摘がありましたように、重度精薄児、あるいは

重度の肢体不自由児、重症心身障害児、この子供

たちに支給いたしましたところの特別扶養手当と申

しますのは、所得保障というものが支給される

干その趣旨が違うのであります。そこで、御指摘のよう

に介護費の一部を扶助する、こういう趣旨のもの

と考えておるのであります。収容されました児童

に對しまして特別介護費というものが支給される

のであります。しかし、ちょうどそれに該当する、こ

ういうふうに私ども考えておるのであります。し

うぐあいに私ども考えておるのであります。さ

らに、もう一つ、大臣はこれら重症児を持つ

折衝の場になると、われわれの前でおっしゃっているようなことをおっしゃるであらうけれども、必ずしも大幅にどうも通りそうもない。まことに恐縮だが、今年度の厚生省の提案から見ましても、これは各種の問題が削られておる状態から推して、われわれも大臣の答弁を多しながら、そういう点についてはいさざか心細さを感じざるを得ないのであります。したがって、せつかく大臣が御努力をなさるということを本委員会で言明なされたのでありますから、本件については、ぜひとも大臣言明どおり、大幅にひとつ手厚い愛情の手を伸べていただくことをお願ひするものであります。重症児の中には各種の問題がもちろんあります、私はここで一点、進行性筋萎縮症の問題についてその対策をお伺いしてみたいと思うのであります。

御承知のように、これらの障害児を持つ父兄といふものは、もちろんほかの病気も父兄の心労をわざわざとこなりますけれども、本件につきましての父兄の心労といふものは、われわれが想像にも及ばないような、非常に深刻なものがあるというふうに聞いておるわけであります。したがつて、この筋萎縮症の問題については、聞くところによりますと、ガンと同様に、その原因を把握できない、追及できない現状だというふうに聞いておるわけでありますけれども、はたしてどうなのが、ひとつ局長からお伺いをしてみたいと思ひます。

○政府委員(竹下精紀君) 筋萎縮症の問題につきましては、現在世界各国でその原因、あるいは治療という面で研究をされておるわけでござります。いたしましては、現在国立療養所の中に四百二十のベッドを持ちましてこういった子供さん方の治療と申しますか、収容いたしまして、そういう治療並びに原因の一つの研究の問題と取り組んでいます。

○森勝治君 それでは、ほかの身障児に比べる

と、この種の障害児の数は少ないかと思うのであります。いま局長がお答えになつたように、まだ原因を探究することができないという現状であるならば、これはもういま申し上げたように、われわれもまことに心痛の限りでありますけれども、さても、さて、それでは全国でどのくらい発生しておるものなのか、その状況について知りたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) 現在厚生省でこの調査をやつたことはございませんが、アメリカなりあるいはイギリス等の資料によりまして推定をいたしましたすると、約五千人ほど日本にもいるのじゃなかいか、そういうふうにいわれているわけであります。今回の重度精神薄弱児扶養手当の範囲の拡大の中にも、この筋萎縮症の人たちもだいぶ入ってくるのではないかと思うのでありますが、今度の支給に際しまして、あわせて実際の人数等につきましても調査をいたしたい、かようと考えております。

○森勝治君 何か厚生省の係官と申しましようか、その関係の方がこういうことを言われているそうであります。真実であるかどうかお伺いしてみたいと思うのであります。「原因がわからなければ治療のしようがない。遺憾ながらこれまで放棄されていた」という現状です。アメリカでは三大業病の一つで、一説には二十万人もいるといふますが、わが国では四、五千人、病気としては非常に少ないし、症例もありなかつた。だからいふような基準はなかつたわけでありますけれども、大体病院の状況等も勘案いたしましてその数字をはじいた、こういうことであります。

○政府委員(竹下精紀君) 四〇%と、別にそういうふうな基準はなかつたわけではありませんけれども、大体病院の状況等も勘案いたしましてその数字をはじいた、こうしたことあります。

○森勝治君 そこでお伺いしてみたいのですが、千葉県の四街道に国の筋萎縮症の障害児の治療所ができたそうであります。この運営状況についてひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) 千葉県にあります下志津病院につきましては、先生の御指摘のよう、進行性筋萎縮症の子供を収容いたしておるわけであります。このほかにも全国に七カ所同じような施設をつくりまして運営をいたしております。ここにおきましては、県の養護学校も含められておりますので、中にある子供は、治療を加えられますとともに、また学校教育も受ける、こういうような仕組みになつております。治療の方針としましては、なおという的確な治療もいまのところ見つかっていないわけであります。訓練とTPという注射がございますが、そういった注

射、あるいは栄養剤、そういうものをもつて現

ました。この四百二十床というのは、昨年この種の障害児を持つ親の代表が厚生大臣に陳情され

ました。大臣が、来年度は四百二十床厚生省としてはふやすつもりだ、こういう御答弁をさ

れわれもまことに心痛の限りでありますけれども、さても、さて、それでは全国でどのくらい発生しておるものなのか、その状況について知りたいと思

ります。ただ原因を探求することができないという現状であります。

○森勝治君 ここに配置されている職員、一例で申上げれば、たとえば看護婦ですね、これはま

でありますけれども、その答弁の趣旨に沿つて、いま局長が言われたよな四百二十とい

う数字を実現されたわけですか。その点のちょっといきさつを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) この筋萎縮症のベッドにつきましては、四十年度三百床、それから四十年度百二十床、そういう増設と申しますか、改

造することによりましてこれらの人を収容していこう。大臣が申し上げましたのは重症心身障害児について五百二十床という数字を申し上げたと

思います。

○森勝治君 それは三百床について四〇%ふやすから四百二十になる、数字的にはこういうことでありますね。

○政府委員(竹下精紀君) 四〇%と、別にそういうふうな基準はなかつたわけではありませんけれども、大体病院の状況等も勘案いたしましてその数字をはじいた、こうしたことあります。

○森勝治君 そこでお伺いしてみたいのですが、千葉県の四街道に国の筋萎縮症の障害児の治療所ができたそうであります。この運営状況についてひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) 十人に一人というよう

なことはないといふふうに聞いておるのです

が、そうではございませんか。

○政府委員(竹下精紀君) なことはないといふふうに聞いております。下志津のほうは私どもも視察をいたしましたけれども、治療その他についてそんなに問題はないと見ており

ます。

○政府委員(竹下精紀君) なことはないといふふうに聞いております。下志津のほうは私どもも視察をいたしましたけれども、治療その他についてそんなに問題はないと見ており

ます。

○政府委員(竹下精紀君) どうも私も専門家でございませんか

なことはないといふふうに聞いておるのです

が、そうではございませんか。

○政府委員(竹下精紀君) なことはないといふふうに聞いております。下志津の

ほうは私どもも視察をいたしましたけれども、治

療その他についてそんなに問題はないと見ており

ます。

○政府委員(竹下精紀君) なことはないといふふうに聞いております。下志津の

ほうは私どもも視察をいたしましたけれども、治

療その他についてそんなに問題はないと見ており

ます。

○政府委員(竹下精紀君) 手足の筋肉の萎縮のた

めに動けないというようなことで、だんだん長

じるに従いましてからだ全体の抵抗力が弱まつてしま

りまして、この病気自体でなくなるというより

も、むしろほかの病気を併發してなくなる。した

がいまして、あまり長命でないというように聞い
ておるわけであります。しかしながら、現在の
ところ、補装具の研究等によりまして、ある程度
歩けるということござります。また、できるだ
け抵抗力をつけ、体力をつけるといふようなこと
を、病院あるいは在宅の子供については指導をい
たしておる、こういう状況でござります。

○森勝治君 そういたしますと、的確に病源も探
究できない、いまだ発見できないということであ
りますから、そういたしますと治療全きを期す
というわけにはまいりません。したがつて、私がい
ま申し上げましたように、暗いその日その日を送
る。普通ならば未来に向かつて飛躍せんとするこれ
ら児童が刻々として死を待つばかりという悲惨な
この現状というものをわれわれはだまっておるわ
けにはまいらぬわけであります。したがつて、この
ような氣の毒な子供たちには国が全力をあげてそ
の保護をしなければならぬと思うのであります。
したがつて、アメリカでは三大疾患の一つと私の
先ほど読み上げたものには出ておりますけれども、
も、こういう氣の毒な、本人もたいへんであります
しよう、もの心がさっぱりつかないからといって
しまえばそれまでありますけれども、子供もたま
いへんであります。その子供を持つ父兄の身もま
たたいへんであります。したがつて、その親
はあらゆることをされた。医薬にたよっても治療
の見込みが立たず、これはもう神に祈つても神は
救いを伸べない。政治家に訴えても、國の政治が
貧しいから手を伸べてくれない。したがつて、親
は刻々細りゆくわが子の顔を見て学校もやめさせ
て、せめてこの子の息のある間は自由にさせてや
ろうというので、子供の好きなものを何でも買つ
て与えてやる、とうとうその子はなくなつた。そ
うしたら各方面から、いかに子供がかわいいとい
いながら、もつと医者に見せたらどうだといつて
その親は批判をされたといふ。そこで、この親は
これを書物にして、このつらい業病にかかったわ
が子の姿をみずから世間にさらけ出して、同種の
病いに泣く児童とその家族のために世の愛情にす

がるという一書をしておるわけであり、も、われわれ政治家には、やはり政治というものが、救いのない病的な名医に見ても、ない、解決の見通しこれはこの種の問題で、全額国庫負担でみうに私は感情的にた伸べるのは他にも、こういうものにら、万全の措置がなあります。したが額負担、こういう問題をしたいと思います。

○國務大臣(鈴木善子)供さんの療育の件下津の国立病院にその介護に当たの方々、さらに子弟、また、親御さん、いうものを私も直接見て、今後の対策について、おるところであつて、する点は、第一点と見されていない、こ来年度の予算編成成り、これが第一点と、進行性筋ジストロフィーか、今後できれば効果的研究費の大幅な増額である、親御さんたちから、第二点と、吸収されていく、これが第一点と、明しなければ効果が実感であろうかと、

感じを受けたわけであります。病院長はじめ、この子供たちの療育にあたりましては、非常にあたたかい行き届いた介護をいたしておるのであります。そして、親御さんたちも、この実情につきましてはほとんど満足をし、感謝をしていくというようになります。
ぐあいに、入院療育を受けておる子供たちは非常によい環境にあると、こう思うわけでありまして、したがいまして、今後そういう下志津におきましては病院なり療養所にそういう収容施設をつくっていただくようにいたしたい、このように考えておるわざであります。
なお、森さんからもお話をありましたが、私も、冒頭に病院で質問いたしましたのは、介護に当たる看護婦さんなり、あるいは保母さんなり、そういう者の定員の確保がなされておるかどうか、未足されておるかどうかという点をまつ先に聞いたのであります。その点は下志津におきましては定員は全部満たされております。ただ、重症心身障害児等と連いまして、からだは自由にならぬのでありますけれども、頭は非常に明晰である。それだけに子供たちも自分の病気というものにつきまして相当深刻な悩みを持つておるのではないか。重症心身障害児よりもその点非常に氣の毒な事情にありますけれども、頭は非常に明晰である。したがつて、その介護に当たる方々はできるだけそういう子供を元気づけ、そうして楽しく毎日を暮らせるようにするということ、そういう施設あるいは運営というものが必要ではないかということを私共もおもっておりまして、次第でございます。

のお答えの中で触れられましたように、やはりこの原因を探求するためにはあらゆる学者に研究をしてもらわなければならぬことは当然であります。私どもがこの前、ガン対策でも研究費の大幅増額ということを盛んに主張いたしたわけですが、本件については、これは私が勘違いかもしませんが、昨年度千八百万円程度といふうに聞いておるわけですが、今度はどのくらい本件についての研究費の計上がなされておるのでしようか。

○政府委員(竹下精紀君) 今年度の研究費につきましては、厚生省の中に治療研究費というのがございます。その中で百二十万円支出をいたしております。そのほかに国立療養所の中で研究費がございますが、それが約六十二万円程度でござります。大体研究につきましては、森先生も御指摘のように、きわめて少額であるということでございまますので、先ほど大臣も申し上げましたように、来年度この研究費の大額な増額をいたしたいということで準備をいま進めております。

○森勝治君 どうも千八百万円などと言つたので、一か八かで発言したわけじゃありませんけれども、いま聞いて百二十万円程度というので、私はあいだ口がふさがらないのでありますが、しかし、口をあけっぱなしですと質問が続けられませんから、勇を鼓舞して次の質問をいたすわけであります。どうも局長から情けない答弁を聞いてしまったわけであります。アメリカで非常に悪病とされ、日本で救いようのない病気だとされているそういう問題について、国が今まで、私はあってここで申し上げるのだが、放任しておくつもりではなかつたのだろうけれども、該当者数が少ないでの、弱い者はすみに押しやられてしまったような結果がこの予算の数字の中にもあらわれてきただんな気がしてならないのであります。すなわち、該当者が少ないからどうしても研究費が少なくて計算されているということではないかと思うのであります。ところが、私は特に厚生省に聞いていただきたいのは、やはりこうした原因がわから

ないものにはぜひとも多額の研究費というものを注入して、一日も早く原因の探求につとめてもらいたい。ガンの場合はもちろんそうであります。その他の件についてもまたそうであります。その他にもたくさんあるわけでありますけれども、当面するガンとかこういう問題については、ぜひともひとつ大臣も研究費を大幅にふやすというお話をありますから、私は千八百万などと言いましたが、百二十万とか六十万という数字だったら、これは一体厚生省の答弁として聞くのじゃなく、その辺の地方の県が出先の機関としての対策費かと思つて間違われますから、そういう点は、ひとつ来年度は二けたも三けたも予算をふやして、可及的すみやかに原因の探求をしてしかるべきだと思いますので、この点についてぜひともひとつ善処方をお願いするわけであります。したがって、ガンのことはよう申し上げませんけれども、本件について来年度はぜひとも大幅に研究費を獲得する、こういうひとつお約束を願いたいと思うのであります。大臣、ひとつこの点に関して。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御指摘のとおり、私も実態をつぶさに视察をいたしました、その感を痛切に感じておるところであります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、来年度はぜひ研究費の大額な増額をはかりまして、そうして病気の原因の究明、さらに進んでは効果的な治療等の開発、研究にかかるだけの努力をいたしたい、かのように考えております。

○森勝治君

次の問題に移りますが、私が先ほど若干触れましたけれども、この種の障害児を持つ親、家族は非常に毎日暗い生活を送らざるを得ないでありますけれども、これはもう環境としてやむを得ないと思うであります、まことにそれはお気の毒であります。しかも、薬を買って飲ましても、きかない、医者にかかるてもわからぬいといふことがあります。しかし、人の子の親として、そう言われつつも、一筋のわらにすがりついて、何とかしてわが子の元気な姿を見たいといふことで、それぞれ親御さんはたいへん御苦労を

されているわけであります。これはもう局長も大注入して、一日も早く原因の探求につとめてもらいたい。ガンの場合はもちろんそうであります。その他の件についてもまたそうであります。その他にもたくさんあるわけでありますけれども、当面するガンとかこういう問題については、ぜひともひとつ大臣も研究費を大幅にふやすというお話をありますから、私は千八百万などと言いましたが、百二十万とか六十万という数字だったら、これは一体厚生省の答弁として聞くのじゃなく、その辺の地方の県が出先の機関としての対策費かと思つて間違われますから、そういう点は、ひとつ来年度は二けたも三けたも予算をふやして、可及的すみやかに原因の探求をしてしかるべきだと思いますので、この点についてぜひともひとつ善処方をお願いするわけであります。したがって、ガンのことはよう申し上げませんけれども、本件について来年度はぜひとも大幅に研究費を獲得する、こういうひとつお約束を願いたいと思うのであります。大臣、ひとつこの点に関して。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御指摘のとおり、私も実態をつぶさに视察をいたしました、その感を痛切に感じておるところであります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、来年度はぜひ研究費の大額な増額をはかりまして、そうして病気の原因の究明、さらに進んでは効果的な治療等の開発、研究にかかるだけの努力をいたしたい、かのように考えております。

○森勝治君

私はこの進行性筋萎縮症の児童の父兄にもお目にかかり、現実におとなであります。しかし、父兄であります患者の人にも会ったわけ

であります。しかし、原因がないところに結果は生まれないだろうと、素朴に私は理解するのであります。ですが、どうしてこういう恵まれない宿命を背負つた子供たちが生まれてくるのか、こういうことについても、厚生省でも概観としておわかりだろうと思うであります。ですから、おわかりにならぬが、どうしてこういう恵まれない宿命を背負つた子供たちが生まれてくるのか、こういうことについても、厚生省でも概観としておわかりだろうと思うであります。ですが、どうしてこういう恵まれない宿命を背負つた子供たちが生まれてくるのか、こういうことについても、厚生省でも概観としておわかりだろうと思うであります。ですが、どうしてこういう恵まれない宿命を背負つた子供たちが生まれてくるのか、

○國務大臣(鈴木善幸君) この問題につきましては今後の重要な課題といたします。私どもとしても大蔵当局に十分実情を理解を願いまして、実現するように努力いたしたいと、かように思つております。

○森勝治君

私はこの進行性筋萎縮症の児童の父兄にもお目にかかり、現実におとなであります。しかし、父兄であります患者の人にも会つたわけ

であります。しかし、原因がないところに結果は生まれないだろうと、素朴に私は理解するのであります。ですが、どうしてこういう恵まれない宿命を背負つた子供たちが生まれてくるのか、

○國務大臣(鈴木善幸君) この問題につきましては今後の重要な課題といたします。私どもとしても大蔵当局に十分実情を理解を願いまして、実現するように努力いたしたいと、かのように思つております。しかし、原因がないところに結果は生まれないだろうと、素朴に私は理解するのであります。ですが、どうしてこういう恵まれない宿命を背負つた子供たちが生まれてくるのか、

○政府委員(竹下精紀君) そこで、聞くところによりますと、どうもこの種の病気は男性のみ多くして女性に少ない、こういわれております。現実に患者数

病に対し、ことに原因がわからない疾病に対しどうか、私は、こういう問題は、やはり大学あたり、文部省側の研究費としての手当も大きく組まれるべきではなかろうかと思つてゐるわけであります。ところが、いま大学はどこを見てみましても、ことに公立の大学あたりがたくさんあるわけでありますが、そういうところ、あるいは、また、官立でも地方の大学あたりを見ますと、一専門教室においてもわざか八十万とか一百万、いまおっしゃいましたように、百二千万と六十万を出しているということであります、おそらくそういう金額でもって行なわれておつて、こゝうした一方には非常にかわいそうな病気が解決されていない。こういう状態を考えますと、私は非常に、いま大臣もお答えになりましたし、いまの質疑の中でこういう矛盾を——非常に氣の毒で、ほんとうにじつと聞いておられないような状態に追い込まれるわけであります、こうしたことに対するしてほんとうに前向きな姿勢ができるのか。私はいまおっしゃいましたように、厚生省の中でこういう悲惨な病気に対して一つの目標を置いて、これに対しして今年度は何千万円、次には何ぼといふので、何カ年計画という形でもってこれが出来るものならばたいたへん私はしあわせだと思います。また、それをやるなら、一方にはまた文部省のほうから各種の大学研究機関にもつと研究費をふやかす、こういうことに対しては、こういう悲惨なものにもつとつけてあげて、そうしてはじめて文部省の側でも予算措置をしてもらうというふうに、私もはなかなか解決しないのではなかろうかと思うのであります。ことに重度の精薄の問題、あまいは、また、重度の障害児を見てみますと、私はこの中で解决のできるものがたくさんあると思います。生まれながらのかたわらの子供が生まれてくるといいながらも、もつともう一步研究できれば解决する、その辺までいっているのは、私もはこの中で解决のできるものがたくさんあると思います。生まれながらのかたわらの子供が生まれて、その措置に対し何とかしよ

というだけでなく、厚生省ではこの問題に対し何ヵ年計画であらうことをしよう、あるいは文部省と連携して話し合いを進めて、そうして文部省のほうでは研究費をどういふうにしてもらおうといふうなことをもつと具体化してもらわなければこういふうな悲惨な状態はいつまでたっても解決できないのではないか。そういう状態を見てみると、ほんとうに涙なくして接することができない。おそらくその研究に従事し、あるいは、また、医療機関に従事し

局及び文部省等と連絡をとりまして、何らか具体的な前向きの対策を検討いたしたい、このように考えておるわけであります。厚生省独自といましても、今度東京の国立第一病院を医療の総合センターといたしまして整備をいたしたいと考えであります。が、そういう医療の総合医療センターの整備とも関連づけながら、こういう問題の研究についてにつきまして、もつと組織的な研究ができるよう体制を整備するように努力したい、こう考えております。

いような、筋が萎縮してしまっている状態があるわけであります。こういう方が、いわゆる未就学といいますか、学問といいうものの恩恵に浴していない人がたくさんいるわけでありまして、それを調べてみますと、やはり日本は義務教育も進みまして、九八%といいますか、九九・八%ですかまで就学率が進んでいるといわれております。その○・二%の問題であります。これがこういう形でやはり精神の薄弱児だと、あるいは肢体不自由の高度な人とか、あるいは病弱児といふ、いわゆるような弱気の人などからいうような

局及び文部省等と連絡をとりまして、何らか具体的な前向きの対策を検討いたしたい、このように考えておるわけであります。厚生省独自といたしの整備とも関連づけながら、こういう問題の研究もさることにつきまして、もっと組織的な研究ができるよう体制を整備するよう努力したい、こう考えております。

○大橋和孝君　たいへんどうも前向きのお答えをいただきてうれしく思うわけであります。

私はここでもう一つ要望として申し上げたい。

厚生省でそういうふうなものに取り組んでもらうならば、私は、どういう病気に対しても研究する機関に対してはどういう補助をするというような形で、その年次年次において何かひとつ計画を立てていただいたらどうか。組織的なやはり国立病院で研究するということを私はけっこうだと思います。それはありがたいと思いますが、私は、もう一つこういうような問題で悲惨な状態がありますので、一つの問題に対して研究するから、この問題についてはひとつ補助をどういうふうにしようというふうな計画を立てていただきて、一つの問題ごとに取り組んでいく、それで、そういうふうになれば、私は、全国のあらゆる研究機関が、この問題に対して厚生省は今年度は重点的な方向でやられるので、それにひとつ向けていってその補助金をもらおう、こういうふうな形でもって進むことがこの狭い窓口を破る一つの方法ではなかろうか、こういうことを考えますので、そういう点につきましてもひとつ御配慮を願いたい、これが私の希望意見であります。

それから、いまのような筋萎縮症の患者は、いま大臣からもお話をありましたように、頭の程度はちつとも狂っていないわけであります。これが非常に重度になって、実際はからだも動かせないような状態になっている人がある。あるいは、また、車でももちろん外なんかに出ることもできない人

いような筋が萎縮してしまっている状態がある学といいますか、学問というものの恩恵に浴していない人がたくさんいるわけでありまして、それを調べてみますと、やはり日本は義務教育も進みまして、九八%といいますか、九九・八%ですかまで就学率が進んでるといわれております。その〇・二%の問題であります。これがこういう形でもって、これが教育を受けられない。特にには養護学級とか、いろいろほかの施設もありますけれども、こうした方が非常に教育の恩恵に浴していないわけなんで、こういうことを考えてみると、私はほんとうにこういう人たちに何かいうものが非常に少ないようと思うわけです。わざと教育の場というものが与えられないと非常に私は気の毒に思うわけであります。こういうものの施設が、私は考えてみると、都道府県で官立と立の施設というものが非常に少ないわけであります、これらの点はどれくらいになってるのか、どれくらいあって、どれくらいの収容しているかというようなこともひとつ聞かしていただきたいと思います。

は先生御指摘のとおりでござります。そういう面で現在肢体不自由児施設等におきましては、あわせて養護学校ができる。それから、また、通えない子供については、肢体不自由児施設の中で、いわゆるベッド・スクールというようなことで、分教場みたいな形で運営しております。それから、精神薄弱児も、施設に収容されました子供につきましては、施設の中でやはり同じような形で教育をいたしております。しかしながら、やはりこういった子供の教育というものは、やはり教育を受ける権利があるわけござりますから、そういう面からいきますと、学校の普及と同様に、家庭を訪問するような訪問教育と申しますか、そういう制度をとりませんと、ことにこうい筋縄縛等の場合には非常にむずかしい問題があるのでないかと思います。これは私どものほうも、文部省のほうとともに、こういった特殊教育の問題については、今後重点的に努力してまいりたいと考えております。

非常にかわいそうな子供たちを、直接携わる厚生省では、これはもつと声を大にしてもらわなければなりません。これは私は非常に大きな問題でありますので、特に大臣のほうにおかれても御配慮願いたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいまの問題は、近年児童福祉の立場から各方面の関心、認識が非常によ高まってきております。各府県におきましても、近年そういう養護学校等を設置するという運動が高まってきておりますので、私ども非常に喜んでおるわけであります。今後とも文部省等と十分連絡をとりまして、そういう教育施設の整備につきましては特段の努力を払う所存でござります。

○大橋和孝君 もう一点だけひとつ質問させていただきたいと思いますが、こういうかわいそうな子供たちを登録するための、その登録管理制度とかいうものがあるはずでございます。これはいまどういうふうにして行なわれておって、どのようなふうに処理されておるのか、一応ちょっとお説明願いたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) 資料をちょうど持ち合わしておりませんので、概略で恐縮でござりますが、身体障害児の登録管理につきましては、現在主として三歳児検診というものを効果をあげよう、こういうことで考えたわけでございます。三歳児検診によりまして発見された子供についての異常の状況、また、その後の補装具、育成医療その他の諸対策は講ぜられたかどうか、こういうことで実施したわけでござりますけれども、現法の強化をする必要がございますし、もつと乳児から発生したところからつかまえるべきではないかと、こういう気持ちを持っておるわけでござります。そういった改善の方向について現在検討を

加えておりまして、ほかの制度とあわせまして、この制度が十分効果を發揮するようになつたしたまい、かような気持ちでいま努力をしておる次第でございます。

○大橋和孝君 この管理制度のもとに出てきたのが、先ほど御説明の中にありましたようないわゆる障害児は二万何ぼあるとかいうことが出てきておるのありますか。それとも、また、それ別な方法で推定されておるのか。

○政府委員(竹下精紀君) 登録管理が万全を期しておればもう調査する必要はないわけでございましょうけれども、現在のところ、まだそこまで至つておりますので、別途に調査をいたしたのをございます。

○大橋和孝君 私は、この登録管理がうまく行なわれてない原因がどこにあるかということを伺いたいわけであります。私の聞き及ぶ範囲では、こうしたことには携わるところの医者がいろいろとそれを聞いて、それから都道府県に届け出します。これに対しても、わりといい詳しく調査をして出さなきやならない義務があるようであります。こういうものに對して政局から一休報酬をどれくらい与えておるのか、あるいは、また、そういうことはほとんど私はゼロと聞いていいわけであります。こんなことを義務づけておきながらゼロであるといふのがこの制度が十分円滑に行なわれない原因の一つではなかろうか、このように私は感ずるわけであります。それから、また、こういう登録された子供が、すぐうまくこれを処理されて、そうしてかかるべき機関にうまくいけるとか、あるいはその後の指導がうまくいく、そういうことがなければ、ほんとうに子供の側にしても、それを出してもらつても恩恵がない。こういうことも一つの原因をなしているのじやなかろうかと思うのであります。が、いろいろこれを考えてみますと、非常に複雑であるだけであつて、しかも、それに対する見返りは何もない、こういうような状態でこの制度を置いておくことは、非常に私はこの制度が十分に発揮ができる原因ではなかろうかと思つて

おります。その点についてもいろいろ御説明願いたいと思いますけれども、同時に、また、この制度そのものは私は非常にいい制度だと思うわけであります。この制度をもつと完全に行なうためには将来どうしようというお考えを持っておられるのか、それをあわせてひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) 登録管理の制度につきましては、これは制度として設けられていない、つまり法的な根拠を持つてないわけでございません。そういう面で、先生御指摘のように、医師の届け出というのが必ずしもうまく届け出についても義務的なものではないわけでもございまして、そういう面で、先生御指摘のように、医師の届け出というのが必ずしもうまく届け出するので、実施上についても、医者に対する届け出についても義務的なものではありません。これは予算上も金は出しておりません。そういう面がございまして、一番最初にチェックするのは医者でございますから、そこそこここで抑えるのが一番いいわけでござりますけれども、そういった面で確かにうまくいっていない原因の一つがあると思います。

それから、御指摘のように、第二番目の、あと補助金、あるいは育成医療その他が十分でないところ、こういう点もありまして、登録管理が最初企図いたしましたような効果をあげていないところがござります。しかしながら、こういった登録管理が十分行なわれますすれば調査その他につきましても必要がないわけでござりますし、また、今後の対策を講じていく上にも一番基礎になるわけでございますので、私どものほういたしましては、いま先生御指摘のような、医者の届け出、あるいはそれに対する予算の裏づけ、それから、また、できれば法的根拠を与えてやるといふことで準備を進めております。

○大橋和孝君 いまおっしゃいましたように、登録管理の制度というのは、私は非常にいい制度だと思います。これがなかつたならば、ほんとうに何と申しますか、こういう困つておる人たちを十分に把握することもできないし、これを法律で法制化してやりたいというお気持ちを聞いて、私

は非常に安心をしたわけですが、これはもつともっと早い機会にこれを充実さして、そうしてこれを改正をすることは改正をして私はこれをやっていたことが、こうしたかわりそんなたちをほんとうにしあわせにするのに第一の手がかりじゃなかろうかと思います。ですから、これに対しましては、特に大臣のほうにおかれましてはひとつお考えをいただいて、これを十分生かしていただくことに対しても御所信を聞かしていただきたいと同時に、これに対してほんとうに早く進めるような御努力を願いたいと思います。

○國務大臣（鈴木重幸君） こういう子供たちに対する国の施策を立ててまいりますの場合に、何といつても実態の把握、また、管理、登録ということが前提になるわけでありますので、この制度を法的な裏づけによってりっぱなものにいたすよう努力いたしたいと思います。

○紅露みつ君 今日は児童政策並びに肢体不自由児についてだんだんと御質問がありまして、まだ研究のできていないというような部分也非常に多いので、これは一つにしほるということはどうかと思いますし、先ほどから取り上げられております筋萎縮症でございますが、これは新しいといふことおかしいことでございますが、最近発見された病気のようござりますので、したがって、これはまあ予算も小さかったのだろうと存じますが、それにいたしましても、ちょっと予算が百二十万円という研究費では少し小さ過ぎるよう思いました。それで、これまでいろいろどの病気についても研究はなされておるのでしょうが、現在でもまだ研究の余地があるといいますよりも、まだ原因をさけていませんね。曲がりなりにも、十分研究ができるといいでも、何かの治療がなされておるたとえばガンについても、ガンになつたらなおらないといいうようなことをいわれておりますが、何らかの方法で治療がなされておるし、また、悪化

を防ぐ、ということも現に実現しつつございますけれども、筋委縮というのは、全く手のつかない状態のようござります。私どもが見聞きしておりますのは非常に狭い範囲で、たくさんを見聞きしているわけではございませんけれども、だんだんやせ細って小さく委縮していく、というあの状態はみんな同じでございましょうか、同じ状態でございますか。

それから、もう一つ伺いたいのは、五千人ぐらいいというお話をございますけれども、まだ地方などに入ると、あまりにみじめな子供をやはりそのままに家の奥のほうに閉じ込めておくというような状態があるのではないでしょうか。どういうふうにしてこれは数をつきとめていらっしゃるのか、それらも伺いたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) 数につきましては、先ほども申し上げましたように、アメリカあるいはイギリスにおいても発現率というものが発表されておりますが、そういうものを日本の場合に推定をいたしたわけでござります。したがいまして、先生方の中には、こういったものが日本の場合には血族結婚がアメリカなどの外国よりも多い点から見まするとふえるかも知れない、こういうことがいわれておりますが、数字としては、先ほど申し上げましたように、約五千名ほどの点じゃないかということをございます。

○紅露みづ君 状態は同じでござりますか。

○政府委員(竹下精紀君) 病気の状態につきましては、この種の病気が従来あまり研究されていないかったために日本の場合は十分な実情がわかつてない、こういうことでございますが、比較的若い時代になくなる方と、それからあとで発生いたしまして五十ぐらいまでは生きられる方と、どうも二つともあるよう聞いております。

○紅露みづ君 ただいまのお話で、一様でないと、いうこともわかつたのでございますが、これはどうもこういうことを願うわけではございませんけれども、頭がはつきりしておって何にも救いの道がないというような状態のもとで四十、五十とい

うような年まで苦しめられるということは、ほんとうにこれはたえられないことのように思うのでござりますね。だんだんとお話をございましたから、私は繰り返してそれを申し上げようとは存じませんけれども、どうかひとつこれは特別に調査の手も広げていただきまして、研究もいろいろと御考案いただいて、ただ国立というより、それらは国立が中心でございましょうけれども、できるだけ手を広げて早急にひとつ研究を進めていただきたいということをお願い申し上げて、それで、私などは微力でござりますけれども、皆さんと御一緒に予算のお手伝いもいたしたいと存じますから、思い切って、厚生大臣も非常に御心配になつておられる問題でございますし、どうかひとつ十分予算をひとつ獲得していただきたいと、かよろにお願いを申し上げる次第でございます。だまつておるに忍びないので、つい私のほうの気持ちを申し上げましたが、小平先生ありがとうございました。どうぞひとつ……。

手当法という、非常に内容的に同じような性格に感じられるわけですが、先ほども大臣のお答えでは、これは根本的に違うものである、重度精神薄弱のほうは介護手当的なものであり、児童扶養手当法には全然違うのだというようなお話をあります。が、それならば、今までなぜ全く同じような状態でこの二つの法律が制定され、運用されてきたのか。たとえば手当の金額についても、千二百円が今度またあらためて厚生省が千四百円に両方とも同じように上げるという案でありますし、また、先ほど大臣のおっしゃった所得制限についても、本人二十二万円を二十四万円、扶養義務者の制限は七十一万何がしを八十一万何がしに引き上げる、全く同じように運営してきていたという点、したがって、なぜこうした基本的に違った性格のものが結果としては同じ金額、条件で成立し、運営されてきたか、この点についてお尋ねしたいのです。

いたい今まで出されております手当、あるいは現金というものをもう一度根本的に検討すべきではないかということを大臣も申し上げたわけでありまして、従来の考え方はそういう考え方で進められてきたわけであります。

○小平芳平君 そういう考え方で、全く同じようなものが運営されてきた。ところで、介護手当的なものといいますけれども、実際においては施設へ入ったほうがいい、實際には重度の精神障害者は重症心身障害というような場合は、ほとんどかかるべき施設へ入ってめんどうみてもいいたいが、家庭も希望しております。また、國の政策としても介護手当というのも一つの行き方ではありますが、基本的には、やはり施設をもつとふやし、施設へ希望者は入れるようにしてあげるということが先決問題じゃないか。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいまお話をございましたように、やはりこういう重症心身障害児、重度の肢体不自由児、あるいは重度の精神障害児、こういう子供たちはやはり施設に収容して療育をする。そのことが、ただに子供の療育のためのみならず、家庭の御負担、肉体的、精神的な負担を軽くしてあげる対策として最も基本的な対策である、こう私ども考えているわけでありまして、そういう意味合いから、おくればせでございますが、四十一年度を第一年度といたしまして、今後四十五年度までに少なくとも全体の三分の一程度を収容できる五千床の収容施設を整備いたしましたが、第一義的には国が施設をつくってめんどうをみます。しかし、施設が間に合わない、そういう場合に、まあ全部が全部きようあすすぐ施設へ入ることができない、実際問題として、したがって、やむを得ず介護手当を差し上げて自宅ですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 基本的な対策といたしましては、いま申し上げたように施設に収容す

る、そういう意味合いからいたしますと、在宅をして療育するということは、全部収容できません。事情にありました場合の補完的な一つの対策として、在宅の療育の指導をやりますとか、あるいは手当を出しますとか、そういうようなことを国と手当を出しますとか、そういうようなことを国としてやろうとするわけでございます。したがいまして、手当を出すからと、いうことで私どもこういふう子供たちに対する対策が十分である。こういうう子供たちには考えておりません。今後とも、國はもとより、また、民間等のそういう施設に対しましてもできるだけの助成措置を講じまして、一人で多くの収容ができるように対策を進めていくべきだ、かように考えております。

○小平芳平君 したがつて、大臣のおっしゃる意味はよくわかりましたが、したがつて、施設でめんどうを見てあげられない、また、中には実際問題として、ある家庭ではどうしても家庭でめんどうをみたいのだという人もあるとは思いますが、大体は施設へこやつかになりたいのだが、施設がなくて困つておるのだと、そういうような家庭に對して一千二百円、あるいは今度千四百円にするという、これは非常に少ないと先ほども指摘されておりましたが、何かやはりそうした施設をつくらる、あるいは施設でめんどうを見るということとと、この千二百円、千四百円との計算の基礎なりお考えの基礎があつてのことでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) 在宅の人に対する手当としては、介護料の性格からいたしまして、介護を要する費用というものを具体的に調べればいいわけでございますが、ただ、すでに始まつておられます母子福祉年金、あるいは児童扶養手当なり、そういうものに準じまして、それに右へならえて改善がなされてきたということは御指摘があつたとおりでございますし、特に児童扶養手当と申しますのは、先ほど來申し上げておりますように、所得保障的な性格よりは、むしろやはりハンデキャップを負いましたところの氣の毒な子供たちの介護費の一部を國が補助する、このように性格のものであると、こう私は考えるわけでありまして、今後児童手当制度をただいまいろいろ準備を進めておりますが、その際に児童扶養手当、あるいは福祉年金、こういうものも全体として再検討をしていきたい、そして児童扶養手当の支給対象は約一万名でございます。今までいろいろ改正がなされてきたのであります、確かに母子福祉年金なり、あるいは児童扶養手当なり、そういうものに準じまして、それに右へならえて改善がなされてきたということは御指摘があつたとおりでございますし、特に児童扶養手当と申しますのは、先ほど來申し上げておりますように、所得保障的な性格よりは、むしろやはりハンデキャップを負いましたところの氣の毒な子供たちの介護費の一部を國が補助する、このように性格のものであると、こう私は考えるわけでありまして、今後児童手当制度をただいまいろいろ準備を進めておりますが、その際に児童扶養手当、あるいは福祉年金、こういうものも

おられます母子福祉年金、あるいは児童扶養手当、それらとの関連からいたしまして千円というのが一番最初にできた当時の趣旨でございます。その後次々上げてまいりまして今回一千二百円、こういうことに相なっております。

○小平芳平君 ですから、それは確かに児童扶養手当額をそろえて上げようとすれば十四百円にならなければなりません。しかし、先ほど来のずっと大臣の御答弁をお聞きしてきましたと、決して児童扶養手当と同じ性格のものではないのだ、これこれしかじかのものなんだという点からすれば、ここでもって国民年金のほうや、また、児童扶養手当のほうと金額を合わせる必要は全然ないわけであります。全然別個の家庭在宅のこうした重度精神障害者、あるいは重症心身障害の子供さんを持つていて家庭に対しましては、本来からいえば国がめんどうをみたのだけれども、やむを得ず在宅で療養してもらうといふうそれに對する手当なんですから、したがつて、いま局長のおっしゃるよう、今後頭をそろえていきたい、かのように考えております。

○小平芳平君 したがつて、大臣のおっしゃる意味はよくわかりましたが、したがつて、施設でめんどうを見てあげられない、また、中には実際問題として、ある家庭ではどうしても家庭でめんどうをみたいのだという人もあるとは思いますが、大体該当する人数がこの三つで多くて、まだ金額をそろえてきただけだということなんでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御指摘のように、重度精神薄弱児に対する手当制度が生まれましてから今日までいろいろ改正がなされてきたのであります、確かに母子福祉年金なり、あるいは児童扶養手当なり、そういうものに準じまして、それに右へならえて改善がなされてきたということは御指摘があつたとおりでございますし、特に児童扶養手当と申しますのは、先ほど來申し上げておりますように、所得保障的な性格よりは、むしろやはりハンデキャップを負いましたところの氣の毒な子供たちの介護費の一部を國が補助する、このように性格のものであると、こう私は考えるわけでありまして、今後児童手当制度をただいまいろいろ準備を進めておりますが、その際に児童扶養手当、あるいは福祉年金、こういうものも全体として再検討をしていきたい、そして児童扶養手当の支給対象は約一万名でございます。今までいろいろ改正がなされてきたのであります、確かに母子福祉年金なり、あるいは児童扶養手当なり、そういうものに準じまして、それに右へならえて改善がなされてきたということは御指摘があつたとおりでございますし、特に児童扶養手当と申しますのは、先ほど來申し上げておりますように、所得保障的な性格よりは、むしろやはりハンデキャップを負いましたところの氣の

おられます母子福祉年金、あるいは児童扶養手当、それらとの関連からいたしまして千円というのが一番最初にできた当時の趣旨でございます。その後次々上げてまいりまして今回一千二百円、こういうことに相なっております。

○小平芳平君 それで、その手当を支給する場合が一万人、今度一万三千人、このほかに身体不自由児は六千人程度ですか。

○政府委員(竹下精紀君) さようでございます、重度の身体障害児は。

○小平芳平君 そうしますと、いままでの精神薄弱児は、両方とも全く同じ条件で、それから、また、施設へ入った場合はどうするかとか、あるいは、別表でこういうような、何ですか、不自由の状態ですか、別表ができますが、そういうふうな判定のしかたとか、それはどこでおきめになるかというような運用面についてちょっとお尋ねしたい。

○政府委員(竹下精紀君) 重度精神薄弱児扶養手当は、施設へ収用されました場合には、施設におきまして介護あるいは生活費の全部を見るわけでござりますので、これは支給されません。現在こういった重度精神薄弱児の点につきましては、もういったる医者の診断書を添えて出すと、こういうことになっておりまして、そういった点につきまして、府県に集まってきた場合に、府県のほうで整形外科、あるいは精神衛生、また、小児科、そういう先生に審査に当たつていただく。そこで審査をしていただいた者がこの手当の支給対象になる、こういうことになります。

○小平芳平君 そこで、こういうように範囲を広げた場合、もよりのお医者さんで証明書をもらえばいいといいますが、そこでもって問題が起きるのですよ。問題が起きやすいわけですが、それで、そういう点について不満があつたり苦情があつたりした場合、それはいかがでしよう。

○政府委員(竹下精紀君) これは法律の中に規定がございまして、異議の申し立てで、そ

都道府県知事の行ないました手当の支給に関する処分に不服があれば異議の申し立てをすることができる

ことがあります。

○小平芳平君 それは普通の場合は法律に定められておりにやればよろしいのであって、それから、今回も、法律に定められてある手続があるにしても、とにかく急にやれるわけでしょう、大体倍近い人が。ですから、そこでもってまたいまでの精薄児という一つの考え方の中から、身体障害という、肢体不自由という別個の考え方のものが約倍にふえるわけですから、それについて特体障害と申しますのは、外的的にもはつきり出てくるし、また、たとえば全盲でありますとか、両足の機能の休止状態、重度の身体障害でござります。むずかしいわけでござりますが、重度の身体障害と申しますのは、外的にもはつきり出て

から、そういう面では専門のお医者さんに見て

いただければ、これはあまり問題がないのではな
いか。現在考えておりますのは、児童扶養手当中でも、そういう廃疾の状態にあります子供についてはそれを審査を行なつておられるわけでござ
ります。それで審査を行なつておられるので、申請を受け付けまして、九月一日から適用する、
こういう準備をいたしておるわけでございます。
○小平芳平君 大臣はお急ぎのようですから、大臣にひとつ念のためにお尋ねをしておきたいと思
いますのは、やはりこうした問題は、最終的に国
がこれに応じて手当を支給する場合、あるいは施
設をつくり、あるいは施設を運営させていく、あ
らゆる場合に国が責任を持つてやつていくとい
うことを根本原則にしていくのがるべき姿勢やな
いかと思うのですが、ということは、やはりそれ
はいろいろな形でいろいろな団体もありますし、
また、施設もありますししますけれども、何と
いともいろいろな条件が悪い現在、まだ日本の
現状としてそうした悲惨な状態が非常に多い。先
ほどのいろいろな具体的な例から考へても、今後
改善をしていかなければならぬ問題がたくさん
残されておる点が現にあるというような場合に、
研究にしても運営にしても、国が全面的に責任を
持つてやっていくのだ、そういうような考え方で
いかなくちゃならないと思いますが、いかがで
すか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 重症心身障害児でありますとか、あるいは重度の精薄児、肢体不自由児等の福祉行政につきましては、今日まで国が中

心になりまして、たとえば民間の収容施設に対す

る療養費の補助等におきましても、御承知のよ

うに、十分の八を国が補助しておる。この手当等に

おきまして國がこれをやつておるというようなな

どでございまして、今回重症心身障害児のため

に國立の施設を全国で十一カ所設置をする。今後

の五ヵ年計画で整備するということも、國が中心

になつてこういう対策を強力に進めなければいけ

ない、こういう考え方に基づくものでございまし

て、ただいま御指摘のありました点を、十分私ども御趣旨を体しまして最善を尽くしたいと、かよ

うに考えております。

○藤田藤太郎君 私も一つ二つお伺いをしておき

ます。別表についてですけれども、先ほどそぞう

いう心配はない、こうした児童扶養手当の場合で

はちょっとわかりにくいわけですが、この場合

はどういう考え方でどういうものが基準になつたか

ということについてはいかがですか。

○政府委員(竹下精紀君) 国民年金法によります

障害福祉年金がござりますが、そういう障害

福祉のこととございまして、これを基準にいた

しまして特別児童扶養手当に関する基準を考えて

おるということとござります。

○小平芳平君 そうしますと、国民年金の運用と

同じようような運用になつておるわけですね、結

局。こうした別表は国民年金と全然同じですか。

○政府委員(竹下精紀君) 重度精神薄弱児につき

ましては、児童福祉法によります精神薄弱児施設

の関係について聞いておきたいのですが、重度精

神薄弱児の手当法ですが、重度精神薄弱児、そこ

から上は制限されておりませんから、上の人がど

うなつて、どういう処置になつておるか、これが

一つ。

それから、重度身体障害者のことがあったと思

いますが、身体障害者の保護処置、障害児、重度

身体障害児の保護処置、重度身体障害者の保護処

置、この四つがいまどうなつておるか、ちょっとと

お知らせをいただきたい。

○政府委員(竹下精紀君) 重度精神薄弱児につき

ましては、児童福祉法によります精神薄弱児施設

の収容、また、在宅の者という規定がござります

が、在宅の場合につきましては国民年金法の障害

福祉年金が支給されるということになります。そ

しては精神薄弱者福祉法によりまして施設施設へ

の収容、また、在宅の者という規定がござります

が、在宅の場合につきましては国民年金法の障害

福祉年金が支給されるということになります。そ

れから、重度の身体障害児につきましては、児童

福祉法によりまして肢体不自由児施設へ収容する

場合もござりますけれども、障害の程度が手術等

によって軽減または除去されるということになります。それか

ら、障害が固定いたしますれば義手、義足等の補

装具の方法を行ないまして、そういった対策を設

けておるわけでござります。

それから、おとなとの身体障害者につきましては

身体障害者福祉法がございまして、その福祉法に

よりまして施設へ収容あるいは授産等を行なつて

おりますが、なお、在宅の身体障害者につきましては国民年金法の障害福祉年金が支給されるということになります。

○藤田藤太郎君 身体障害者は福祉年金が支給される。身体障害児は——もう一度言ってください。

(政局要観)（以下精編者）重慶の身体障害児はござりましては、特別児童扶養手当が法律によりまして範囲を拡大いたしましたので、これが在宅の児

童については支給される。

○藤田藤太郎君　いまの重度精神薄弱児扶養手当法という、親がおつてそうして保護されておる

方々も、この額ではどうにもならぬと思ひますけれども、一応そういう保護者がいるというかつこうなんですが、これと関係して、十八歳以上のひと

の薄弱者または重度身体障害者という人は、零歳から一生を終わるまで、子供であろうとおとな

現状でなかろうかと思うのです。いずれにして
も、重度の薄弱児であり、薄弱者であれば、同じ

条件のもとに生存を続いている。そういうことで、収容施設があればいいけれども、なければ非常にこの方々の家族その他が困つてはいるというの

が現状でなからうかと思います。

の薄弱者をかかえて、一家がもうほんとうにやみのよう暗い、一生これで終わっていくんだと、何

か収容施設、それから保護をするような何か特別な援助がないかということを訴えられて、私も返事のしようがなくて困つたつむけなしですが、こう

いう人は同様にたくさんおいでになるのではない
かと私は思うわけであります。この重複の精薄児

いすれにいたしましても、これ両方とも含めて収容施設というものがいかに不足しているか。この重度の精薄児、まだ子供なんでありますけれども、子供ができて非常にその家庭が暗い。収容施

設に入れてもらいたいというけれども施設がな
い。施設が、たとえば関西で大津でできたのであ
りますけれども、さて入れるといえど、看護婦さ
んがおらぬという状態で、これが入れられない、こ
ういう現象にぶち当たつて非常に私も困ったわけ
であります。私が質疑が重複したらまことに申しわけな
いと思ひますけれども、最近になつて、自転車振興
会とか、ああいうところから金を持ってきてつく
ろうという動きもござります。早急にこれが前に
進んできたときに、看護する人が實際に得られる
かどうかということを考えてみると、意欲があつ
ても、實際の現実の姿というのは非常にむづかし
いというのが現状だと私は思うのです。いずれ実
態の報告があつて、これに対する構想が述べられ
るのだと思ひますけれども、施設が国直轄な
か、地方の公共事業体がやつていくかつこうがい
いのか、私の奉仕者というかつこうで、本来いえ
ば国全体、社会全體がやるべきであります。急
場の備えとしてそういう篤志家によつておやりに
なつてゐるということとも聞き及ぶわけであります
が、このおとなと子供の福祉施設を拡大していく
のにはどうしたらよいかということについての構
想なんかをひとつお聞かせいただきたいと思うの
であります。

○政府委員(竹下精紀君) 先ほど私誤って申し上
げた点がござりますので、御訂正させていただき
たいと思いますが、十八歳以上という先生のお話
がございましたが、重度精神薄弱児扶養手当法で
は二十歳未満ということでございますので、御訂
正いただきたいと思います。

それから、ただいま先生の御指摘の施設の問題
でございますが、こういった重度の身体障害また
は精神薄弱児という両方をかね合わせて持つてい
る子供でございますので、非常に手間がかかると
いうことは御承知のとおりでございます。こう
いった点からいたしまして、やはり宗教的な信

念に燃えた方々がそういった施設を運営していた
だくということが私は非常に望ましい形であると
思うわけでございますが、そういう面につきま
しては、日本の現状としては必ず一ヶ月十日をよ

い。また、必ずしも財政的にそういうところが余裕があるわけではございませんので、そういう

しかししながら、国の施設だけでこの対策が十分でないとして、国の方々が西海岸に来る場合は、ブロッサムでござります。

あるかと申しますと、それも国の財政にも限度がございますので、やはり都道府県なり、あるいは民間の雑志の方々の熱意に付しては國にまつて

も十分な援助をしてまいりたい。かようなことで施設の整備を考えているわけでござります。

なが
職員の問題はつきましては、現在は児童
の指導費というものが特別に見られまして、その
中で考えていただくことにしておりますが、根本

的には、やはり調整弓俸というような形で待遇の改善もはかる必要があるのじゃないかということ

○藤田藤太郎君 ですから、いまの困つておいで
さうします。

くなる方々を総合的に解決していくのにはどのくらいの計画、構想でやっていくかということが聞きたいたいわけです。

○政府委員(竹下精紀君) 施設へ収容を要する重症心身障害児または者は約一万六千というふうに全國で五十人以上ある。

一次の計画の目標としましては、四十五年までにその三分の一、約五千ベッドを国または都道府

○藤田彌太郎君　私は、ハワダツ一派進んで施設県法人をついた両方の努力によりまして整備をいたしたい、かように考えております。

だということで、びわこ学園に行つたわけですけれども、私の奉仕者の仕事でありますて、今度国

どこへおつくりになつてゐるのか。京都の龜岡に大本教の方が自転車振興会の金を云々という話があるわけです。そうしますと、どうもそこへ金を

もらってそういう篤志家が中心になつておやりになるということを聞くわけですが、國が直接やるのはどういう計画ですか。この中でどういうことになつていますか。

○政府委員(竹下精紀君) 国の全般的な計画といつたしましては、最初ブロックごとに一ヵ所程度設けたいということで國の施設を考えたわけでござりますが、やはりこういった施設につきましては、親の方々が面会に来る場合には、ブロックでありますとなかなか不便がありますので、そういうふた面からいたしまして、親の立場、あるいは子供の立場からいたしまして、各都道府県に少なくとも一ヵ所整備してまいりたい。これが五ヵ年計画の中の一つの重要な考え方でございます。そういたしますと、各都道府県につきまして國立でつくりますのは、現在すでに結核の児童等を収容いたしました、こういった問題について熱意があり、また、理解がある、こういった施設を選びまして、その中でこちらから約十ヵ所を選んだわけあります。場所といたしましては、北海道、宮城県、秋田県、新潟県、栃木県、千葉県、岐阜県、福井県、島根県、香川県、それから東京の整肢療護園、全部で十一ヵ所でございます。

○藤田藤太郎君 これはことしの計画が十一ヵ所ですか。

○政府委員(竹下精紀君) さようでございます。

○藤田藤太郎君 これは何人ぐらい収容ができるんですか、一ヵ所で。

○政府委員(竹下精紀君) 国立の療養所に付設いたしますものが四百八十床でございまして、整肢療護園に付設しますものが四十床、合わせて五百二十床でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、四十五年までにこれを計画なさるわけでありますけれども、この看護人といいましょうか、看護婦さんというか、いま三万人も四万人も看護婦さんが足らぬわけですけれども、精神病院で看護人というようなかつこうで人の人がおいでになつて貢献していただいているわけですが、ここで要するに扶養されるというか、

看護される方々はどういう資格で、そしてどうい
う人を集めだけの計画を持っていませんか。
ちょっとそれも聞いておきたい。なぜ聞くかとい
うと、滋賀県のびわこ学園拡張で、都道府県が
やつて収容所ができる、療養所ができるのでありま
すが、看護婦さんが寄らぬので開店休業という、
残念ながらそういう結果になつていることを聞き
まして、この一ヵ所五百二十床なんというと相当
な数なんです。これには相当な人が要る。一人に
一人ずつくらい要るというくらい私は想像がで
きるわけですけれども、そうすると、なかなかこ
れどうなんでしょうか。そこら辺の成算があるの
でしようか。

○政府委員(竹下精紀君) 国立の場合につきまし

ては、来年の一月に子供の収容を始める、そういう

予定でございます。そのため、現在国立の病院

または収容所におきまして、この施設で働きたい

という方を選んでおるわけでございますが、そ

ういった方々について、現在の施設へ実習に参りま

す。体見通りを持つております。こういった施設は、

なお療養所の中に看護婦の養成所も一ヵ所の中

に三ヵ所は持っておりますので、そういうところの職員の養成ということもあわせて行なつたとこ

とありますので、看護婦は少なくとも四人に一人はい

なければいけないわけでござりますが、看護要員

といつた職種を含めまして、二人に一人という基準を持っています。

○藤田藤太郎君 そうすると、将来の方向、四十

五年までに五千床こしらえるというのだから、相

当な努力だと私は思うのですが、一度にできない

わけですが、これをもうちょっと努力をしていた

だたいと思うのですけれども、精薄児とか精神薄

者といふものを、やっぱり非常に困っている人々

ら順次ここへ入れていくことになるわけで

すね。私はこの際申し上げておきたいのだけれど

も、びわこ学園、あれを見まして、普通のサラ

リーマンの給与生活者の条件であらう仕事がほ

んとうにできるだろうかという私は感じを受けた

のです。これはお医者さんが一番たいへんでしょ

うけれども、次には看護婦さん、病気になつたり

苦しんでおられる人の看護をするわけですから、

非常に苦労が要るわけです。やっぱり精薄児のお

世話、めんどういうものはたいへんな苦勞だと

私は思う。どうもそこら辺から人が得られないと

いうことになるのではないか。だから、私は、看

護婦さんがたくさん出られるのであるけれども、

免許を持つた人を数えてみたら余り返るほどなく

さんおいでになつて、実際働く人が何万も不足す

るということになるので、私はこういう施設をど

んどんどんやつていただくわけでありますから、やは

りそういう待遇やら環境というものをよくお考え

になつていただかなければ問題が解決しないので

して、研修と申しますか、そういうことで準備を

進めています。国立の施設につきましては、職

員の確保については、私どもいたしましては大

き見通しを持つております。こういった施設は、

おお療養所の中に看護婦の養成所も一ヵ所の中

に三ヵ所は持っておりますので、そういうところの職員の養成ということもあわせて行なつたとい

う。大体こういう施設は病院という形をとつてお

りますので、看護婦は少なくとも四人に一人はい

なければいけないわけでござりますが、看護要員

といつた職種を含めまして、二人に一人という基準を持っています。

○藤田藤太郎君 そうしたのは十一ヵ所の総計でござります。

○藤田藤太郎君 どうも今年五百二十床で五千二百床、なかなか

は、私は一ヵ所五百二十床で四百八十床とで五百二

十床というものは、今年のこれは十一ヵ所の総計

ですか。

○政府委員(竹下精紀君) 五百二十床と申し上げ

ましたのは十一ヵ所の総計でござります。

○藤田藤太郎君 どうも今年五百二十床というの

は、私は一ヵ所五百二十床で五千二百床、なかなか

か努力してつくるものだと思っておつたが、少し

これはどうでしようかね、五百二十床じゃこれは

とても話にならないので、そうすると、一ヵ所に

すれば五十人足らずの収容施設しかできない。ど

うでしょうかね、これは今年は収容しなければな

らない者が一万六千人あるというなら、各県でこ

れを四十六で割つてみたら一府県どれくらいにな

るか、一府県のいま必要としているところを限界

にして施設をつくって順番にやっていく、こうい

うことでなければ、それは経過措置で一年や三年

も早くから訓練を行ないますとそういうことに

だけ早い機会に訓練をするということによりま

して、現在のようなほうりっぱなしで重症になつ

たというのが多かつたわけでござりますけれど

も、早くから訓練を行ないますとそういうことに

ならないで済むのではないか、かように考えてお

るわけでござります。そういう面からいたしまし

て、昨年予算的に一応五ヵ年計画で三分の一とい

うことになつたわけでござりますけれども、来年

度予算につきましては、またもう一回この数字を

検討してみたいと考えます。

○藤田藤太郎君 私は鳥取県に視察に参りました

が全部とにかく府県と国とによって収容すること

ができたのだ、じゃあ私どものところの県もやろ

うということで競争をして、一万六千人を四十五

年三分の一ということじゃなくて、四十五年に

年三十分の一ということじゃなくて、四十五年に

年三十分の一といふことじゃなくて、四十五年に

ころが、そういうところは富裕県だといわれる。そこで、こういう人口がたくさん集中するところに、そういうところに手を差し伸べられないというのが現実の姿ではないか。だから、そこあたりから考へてくると、何をしたらしいのかということによくお考へになるのがいいのではないか、私はそういう気がいまいたしておるわけであります。ですから、東京をはじめとして、大都市、財政的に豊かだといわれておる府県は、むしろそういうところに追われてしまつてどうにもならぬというか、こうではないか。そのときにこういう福祉援護の処置を国がよほど突つきたい棒せぬ限りは、もう人口の多いところ、密集しているところほど進まないじやないかという気がするのです。これはどうでございましょうか、厚生省はどういううまいにそこらあたりを見ておるか、これも聞いておきたい。

○政府委員(竹下精紀君) 鳥取県の場合は、古くから児童福祉に非常に熱心な県であります、そういう点が施設等にもあらわれているのだと思ひます。それに反しまして、富裕県であります東京、大阪等につきましては、こういう環境衛生、その他住宅等の施設に追われて、子供の施設については十分な施設がされていなかつたという点はあるはあつたかと思います。しかしながら、東京につきましては、本年度及び来年度計画いたしまして重症の心身障害児の二百ベッドの施設を現在建設に取りかかる、また、心身障害児センターといふものもつくるようでござります。そういう面ではいままで比較的見過ごされていました。

○藤田藤太郎君 いやいや、その数字で二百床なんといふことを言つたって、東京は千百万になるとすれば、鳥取県が六十万か七十万、とに

かく十五分の一くらい。鳥取県が百あるとしたら、千五百床か千八百床東京がつくつて鳥取県並みだということになるわけです。あなたおつしやつ割り切りが足らぬのじやないかという気がするわけですから、そこらの関連もひとつお考へにあつて連絡をして、そういう収容所をつくるなら、看護婦さんや看護業務にはどういうことを話にならないことになるわけです。だから、そういう点はどこに人口が集中して——やはり地方の財政能力と行政のものの考え方というものが私は違つておると思う。そこらあたりはやはり厚生省としては、各府県十すつあつたら、東京は十五あつたらそれだけ努力しているのだという勘定にはならないのじやないかということをどうお考えになつておるかということを聞いたので、まあ五つあつたらそれだけ努力しているのだという勘定がなければ千四百円だということと、これで実際にやれるのかどうかというようなことも考えてください——ちょっととこころじやない、私は少ない。たゞ、小学校にあがるまでの児童の保護というものはよろしゅうございましょう、そこらはね。そこらはよろしゅうございますけれども、いずれにしても、一年に五百二十床じやちょっと少ないようになります——ちょっととこころじやない、私は少ない。たゞ、小学校にあがるまでの児童の保護といふのを第一次的にやるんだといふなら、それはそれで理屈が立つかもわかりません。それは厳格に小学校にあがるまでのものを大体全部収容するという企画でこれはおやりになつておるんですか。そうなればいまの五百二十床というのが十一府県といふのは腰だめですか。

○政府委員(竹下精紀君) 就学前の児童につきましては収容するということでなくして、通いの訓練センターをつくつていただきたい、こういう考え方で、児童の数、あるいははどういうふうにこれを整備していくかということを現在準備をしておるといふ段階でござります。

○藤田藤太郎君 これ以上この問題についてはもうお尋ねしませんが、私は竹下局長にお願いをしておきたいのですが、先ほどから聞いておりましたましたが、小平さんもおつしやつたし、森さんも大橋さんもみなおつしやつたわけでありますけれども、児童手当は生別、そうして福祉年金は死んだ方、そこで差別があるのだといふ苦しい議論がされたり、児童手当法をつくろうといふところからいくと、私は何かさか立ちしているような感

じがするわけです。社会保障、重度身体障害児は別といたしまして、どうもやはりその辺がもう一つ割り切りが足らぬのじやないかという気がするわけですから、そこらの関連もひとつお考へにあつて連絡をして、そういう収容所をつくるなら、看護婦さんや看護業務にはどういうことを話にならないことになるわけです。だから、そういう点はどこに人口が集中して——やはり地方の財政能力と行政のものの考え方というものが私は違つておると思う。そこらあたりはやはり厚生省としては、各府県十すつあつたら、東京は十五あつたらそれだけ努力しているのだという勘定にはならないのじやないかということをどうお考えになつておるかということを聞いたので、まあ五つあつたらそれだけ努力しているのだという勘定がなければ千四百円だということと、これで実際にやれるのかどうかというようなことも考えてください——ちょっととこころじやない、私は少ない。たゞ、小学校にあがるまでの児童の保護といふのを第一次的にやるんだといふなら、それはそれで理屈が立つかもわかりません。それは厳格に小学校にあがるまでのものを大体全部収容するという企画でこれはおやりになつておるんですか。そうなればいまの五百二十床といふのが十一府県といふのは腰だめですか。

○政府委員(竹下精紀君) 就学前の児童につきましては収容するということでなくして、通いの訓練センターをつくつていただきたい、こういう考え方で、児童の数、あるいははどういうふうにこれを整備していくかということを現在準備をしておるといふ段階でござります。

○政府委員(竹下精紀君) 私は、きょうはこの程度にしておきます。

○政府委員(竹下精紀君) 確かに御指摘のように、従来の必要に応じてつくられたというような形からいたしますると十分でない面が多くございりますので、そういう点につきましては、児童手当の創設に際しまして検討を加えまして総合的なものをつくつていただきたい、かように考えております。

なお、在宅の児童につきましては、現在児童扶養手当だけござりますけれども、施設に収容した者とあまりに差が大き過ぎるというような問題がござりますので、そういう点につきまして、たとえばホームヘルパーでありますとか、在宅の訪問指導のやり方、また、非常に介護に手がかかる、また、医療費に金がかかる、そういう面を勘案いたしまして、在宅と施設、そういう両方の総合的な対策を立てていきたい、かように考えます。

○藤田藤太郎君 いやいや、その数字で二百床なんといふことを言つたって、東京は千百万になるとすれば、鳥取県が六十万か七十万、とに

○政府委員(竹下精紀君) 先生のお話になりましては、私どもも必要な資料でござりますので、十分勉強いたしまして提出いたしました。

○委員長(千葉千代世君) 速記をちょっととめてください。
〔速記中止〕

○委員長(千葉千代世君) 速記を起こしてください。他に御発言もなければ、本案に対する質疑はござりますので、十分勉強いたしまして提出いたしました。

○委員長(千葉千代世君) 速記をちょっととめてください。

本日はこの程度にとどめておきます。

暫時休憩いたします。

午後四時二十三三分休憩

午後四時五十五分開会

○委員長(千葉千代世君) ただいまより社会労働委員会を再開いたします。

国民年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 私は、国民年金法の一部を改正する法律案、大臣が提案説明をされまして、そしてフラット分の値上げを中心国民年金の改正法案がここに出てきたわけでございます。私はそのこと自身については努力された法案だと思うわけですが、しかし、ここへ出てくる国年というのは、一つは共済年金であり、一つは厚生年金であり、そして三つ目、あと残ったもの全部国民年で、日本の主権在民国家における所得保障をどう高めていくかという、非常に重要な意義を持つ金であります。だかに年が國年だと私は思うわけであります。だから、われわれがこの法案を取り扱い、改善していく基本的な考え方といふものは、何としても国民全体の生活にどう影響するかという、このことから私は出発しなければならぬのではないか、こう思っているわけでございます。ですから、出発したけれども、戦時中には恩給から出発して、そして戦時中にむしろこの恩給と、いま共済年金でありますけれども、同じような性格、同じような要件を持つ厚生年金が出発したけれども、戦後それががさとくすれてしまつた。私は、この所得保障の意義といふものの思想が、戦後日本が国民主権の国家になってから一ぺんに瓦解してしまつたというものへの考え方をもつて、そういう見方をしておるわけでございます。ですから、その事態がだんだん続くに応じて、憲法十五条による、人たるに備する生活保護といふのをしばつて、これと厚生年金とどう合わせていいか、そういう雰囲気の中で国年が生まれてきました。私はもう出発の当初に、国年が所得保障としての国年として出発したのでなしに、その生活保護のベースといふに合わせて年金制度をつくらうと

かといふところから出発したところに大きな間違
いが私はあるのではないか、こういうぐあいに理
解し、私はそういう見方をせざるを得ないのであ
ります。ようやくまあ五年目の改正で厚生年金が
昨年改定をされ、そしてことしは国民年金に入っ
てきたわけでございます。そこで、私は、やはり
国民年金というものが、今日、昨年もことしもそ
うでありますけれども、日本の経済の中でいかに
この所得保障を高めるかという、このことが柱と
なつて私は国民年金と取り組まなければならぬ
のではないか、私は昨年からそう思つております
た。ことしの國年の改定にあつては、日本の所
得保障、もう一つ大きく言えば生産と消費のバラ
ンス、この重要な役割りをもつて國年といふもの
をわれわれはつくり直さなければならぬのじやな
いかといふことを、私はそういう考え方でことし
を期待したのであります。で、一応またまた説明
の基本になつておるもの、厚生年金がフラット
五千円になつたからこれに合わせるのだと、これ
が説明の基本になつてきた。そうなら、なぜ共済
年金と、または厚生年金の通算制の確立までして
おきながら、なぜ差別を國年だけにしなければな
らぬか。私はそこらがやっぱし大筋としての議論
の中心になるのではないか、私はそう思うので
す。通算制を生かして、共済年金や厚生年金、そ
の他の共済年金がたくさんできておりますけれど
も、こういうものを総体的に私は終着点五年後
と、私は十年目にはいまの共済年金の水準に国民
の所得保障の年金をベースを合わせるといふぐらい
の覚悟をせぬ限り、日本の経済は、いまのようない
国民経済自身が麻痺した状態を続けるであらう
と、私はそういうふうに推測するわけであります
す。これは衆議院でも相当議論されてきた問題で
ありますから、私たちに与えられた時間は非常に
少のうござります。少のうござりますけれども、
そのこと自身を厚生省はどう理解してこれに取り
組もうとしているのかといふことが非常に重要な
ポイントでなかろうかと私は思うのであります。
ここでそういう話が出てくると、いやいや、保険

料が上がりりますよとかかんとかいう話になってくるわけありますけれども、そんな問題はあとで問題だと私は思うのです。いかにして今日の日本の所得保障を拡大し、生産と消費のバランスをとりながら日本の経済を繁榮させていくか、主権者国民の生活をどう高めていくか、こういうところの問題と無関係でこの国年というものを見ちゃいかぬと、私はそう思うわけあります。ですから、厚生大臣は非常に努力をされて、一応口では厚生省の方々は、これは厚生年金に合ったのですよということをおっしゃる。私はそんなところが基本じゃないのですよ。合わすということを強調されるなら、なぜ条件も合わされないのか。一べんに私は厚生年金の条件を国年に持つていいとは言いません。しかし、少なくとも積み立て方式による年金制度をわれわれが理解をしてやっていくといふなら、積み立ての意欲、そして将来の老後の保障ということを考えてくれれば、何で調整の条件というものを共済年金や厚生年金並みにされないのか、私は第一の疑問点がそこへ出てくると私は思うのであります。きょうはあまり時間がありませんから、あまり私は多く申し上げませんけれども、この問題はひとつつきよう即答してもらわなくともけつこうでござりますが、十分にひとつ考えていただきたい。労働者の行政を厚生省の方はどう見ておられるか知りませんけれども、農民の生活がだんだん苦しくなってくる。だから第二種兼業、第一種兼業によつてその生計を立てなければならぬ、そのために出かけぎで働く、そうして労働者が日々とためてきた失業保険をもつて生活を維持するというほど深刻な農民生活になつてきてゐる。この農民の皆さんを中心になって国年が行なわれている。私は、どこの國もそうでありましようけれども、積み立て方式によつて多少の給付は違うでありますけれども、老後はどの職場におつたって、私は社会に貢献をしてきたというこの基本に立つて、老後の保障、身体障害児、母子家族もそうでありますけれども、生活の保障をしていく、私はこの概念を夢

えちやいかぬと思うのですよ。あの人は官公や国事業に働いていたから特に貢献が高いんだ、そのときに、いま発展している産業に働いている人を、その人は貢献度が高い。農民や零細企業に働いている人は、その国家に対する貢献度は下だという差別をつくっちゃいかぬと私は言いたい。そこらあたりの厚生省の皆さん方の考え方をひとつ聞いて、そして今度の処置というものをどうするかということにぼくは入りたい。法案自身の内容につきましては、いろいろと努力をされているところがたくさんございます。それは私もそれを否定するものじゃございません。しかし、基本的に私は、私はそういう問題を厚生省が明後年から所得保障の児童手当に取り組もうとしておいでになりますけれども、それとあわせて、この所得保障といふものを、それを表示するもののおもなるものは年金であります。児童手当を含むわけでありますけれども、こういうものに対してどうお考えになつておられるか。その当時の出発時が違うから差別があつてもあたりまえですというものの考え方で私はこういう制度をつくっちゃいかぬ。現実のいままの生活において、どういう条件の中で、主権者国民がどういう条件のところで労働をして社会に貢献をしているのだ。どのような生活実態であるか、そのものをみんな守っていくこうというもの考え方を私は統一した上に立つてこの問題に取り組まなければならぬのではないか。具体的なことはいいと思います。ここらあたりの御意見をまず大臣から聞かせていただきて、私は年金局長からも聞かせていただきたい。

えちやいかぬと思うのですよ。あの人は官公や国
のときに、いま発展している産業に働いてる人
を、その人は貢献度が高い。農民や零細企業に働
いている人は、その国家に対する貢献度は下だと
いう差別をつけちゃいかぬと私は言いたい。そ
こらあたりの厚生省の皆さん方の考え方をひとつ
聞いて、そして今度の処置というものをどうする
かということにぼくは入りたい。法案自身の内容
につきましては、いろいろと努力をされていくと
ころがたくさんございます。それは私もそれを否
定するものじゃございません。しかし、基本的に
は、私はそういう問題を厚生省が明後年から所得
保障の児童手当に取り組もうとしておいでになり
ますけれども、それとあわせて、この所得保障と
いうものを、それを表示するもののおもなるもの
は年金であります。児童手当を含むわけであります
すけれども、こういうものに対してもうお考えにな
なつてはいるか。その当時の出発時が違うから差別
があつてもあたりまえですというものの考え方で
私はこういう制度をつくっちゃいかぬ。現実のい
までの生活において、どういう条件の中、主権者
国民がどういう条件のところで労働をして社会に
貢献をしているのだ。どのような生活実態である
か、そのものをみんな守つていこうというもの
考え方を私は統一した上に立つてこの問題に取
り組まなければならぬのではないか。具体的なこ
とはいいと思います。こらあたりの御意見をま
ず大臣から聞かせていただきたい、私は年金局長か
らも聞かせていただきたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 藤田さんから御指摘がございましたように、わが国の所得保障の中心でありますところの国民年金、また、厚生年金、あるいは共済年金保險、こういう国民皆年金のもとにおけるところの年金制度は、私は本質的には給付の内容が究極において同じような平等な立場で行なわれなければならない、こう思うのであります。ただ、私がここで申し上げるまでもなく、被用者保険でありますところの厚生年金、あるいは

共済年金保険というものは、被保険者としての期間が雇用状態にある間に限定をされておる。一方、国民年金の被保険者であるところの農漁民、あるいは自由業者という階層は、これは四十年、五十年とその生業に携わつておる人々でござります。そういう生活の実態、所得の実態から考えまして、やはりそれに即したところの年金制度といふものが組み立てられていくことが私は妥当であり、適当である、こう考へるわけであります。しかし、先ほど申し上げましたように、究極におけるところの所得保障としての年金制度といふものは、私は國民にひとしく老後の生活の保障の大きさが支柱になるように、制度の内容はそこにアンバランスがあつてはいけない、かように考えておるのであります。今回の國民年金法の改正は、そういう趣旨に沿いまして、昨年の厚生年金制度の改正等も十分考慮に入れ、その厚生年金の定額部分に見合つたところの同じような給付ができるようになつたのが改正の一つの点でござります。また、この機会に、現在低所得階層、あるいは母子家庭、あるいは障害者等々に支給されるところの福祉年金の面につきましても、できるだけこの際改善をいたしたい、こういうような趣旨で改正をいたしたわけでございまして、藤田さんが御指摘になりましたように、この重要な所得保障の柱である國民年金、共済年金、厚生年金等は、そこに不均衡があつてはいけない、ともに国民の生活の保障の十分なささえになるものであります。かようには確信をしておる次第でござります。

○政府委員(伊部英男君) 藤田先生御指摘のよう

頭に置きまして努力をいたしましたつもりでござりますが、なお、御案内のとおり、國民年金制度は、いわば厚生年金でまいりますと定額部分のみの保険といふことになるのでございまして、厚生年金基金のプラスアルファ部分的な要素も含んでおるようにも思われるであります。これらの点も御配慮を仰ぎたい点でござります。

なお、同様な問題といたしまして、國民年金法においておきました付加保険料、付加年金の制度が別に検討をするように条文として定められておるのでござりますので、これらをもあわせて、ただいま御指摘のようなことを基本に持つつ検討を進めます。

○藤田藤太郎君 これは主として年金の法案の改正のために携わつてこられたのが伊部さんであ

り、網野さんでありますから、もう少し詳しく、私はいま大臣の思想の上に立つて、あなたはどういうおつもりでこの年金を取り組んでこられたか、ここを少し私は聞きたい。統一の方向によつて所得保障としていかしていこうというお考えであります。私は、一つは共済年金は五十五歳から支給される。厚生年金は六十からです。ここで大問題が一つあるわけですよ。皆さん厚生省だから、労働問題は知らぬとおっしゃるならそれでもよろしくおございますが、五十五歳で定年制で首先を切られて、長年その職場で働いてきた労働者が五年間どういう生活をしていくかという大問題があるわけです。そういうことをお考へになつたのかどうか、私はこれもひとつ皆さんが研究されてゐるかどうかということを聞きたいわけです。それから、もう一つは、先ほどから議論が出ておりましたように、福祉年金ではこれまで六万円になります。福澤年金じゃなしに、身体障害者や母子年金は六万円になるわけであります。だけ

ど、制度に入つていただらうの、入つていなからどうのということと、福澤年金になつたりいまの児童手当になつたりして、六万円と一万七千円といふとか六十がいいとか六十がいいとかといふとかどうか、私はこれもひとつ皆さんが研究されてゐるかどうかということを聞きたいわけです。それから、國民年金は六十五歳なんです。私は五十五が五十五で、五年の差がある。あるいは年齢の六十五歳、あるいは六十五歳支給で五年の差があるわけでございます。そこで、この問題につきましては、やはり現状におきまして、自営業者の方々も、実際に就労される期間は、雇用されるということに基づいて適用されます厚生年金保険その他の被用者保険に比べまして長いのでござります。また、國民年金が自主納付のたてまえをとつておられますので、保険料も、いわば比較的には低額としつつ、給付としてはなるべく可能な限り、十分なものにいたしたいといったようなことを考へま

して、この二十年と二十五年の從前存在したいわばバランスは、今回の改正法案においても、国民年金審議会の御意見もございまして、引き続き維持したわけでございます。なお、この点につきましては、老齢年金はまだ支給が始まつておらないのでございまして、十年間の経過的な老齢福祉年金が四十六年に支給が開始されます。そこで、たまたまその四十六年が今回と同様な再計算期に該当いたしますので、この再計算期におきましてはこの問題も十分検討してまいりたい。いずれにいたしましても、藤田先生が御指摘のように、わが国の社会保障におきまして所得保障の占めは非常に諸外国に比して少ないわけあります。比重は非常に軽いままです。そこで、必要なことは御指摘のとおりでございます。御指摘のような点は、老齢年金が支給される必要があることは御指摘のとおりでございます。御指摘のとおりでございますが、これまでの間におきまして、ひとつ十分重要な問題として、今後急速に年金制度の充実、発展をはかる必要があることは御指摘のとおりでございます。

なお、福祉年金についてでございますが、これは一般会計の負担でございまして、財源の関係もございまして二百円の引き上げにとどまつたのですが、その結果、今回拠出制の年金として、御指摘のとおりでございますが、これまでの間におきまして、ひどい差があるわけです。そこで検討をさせていただきたいと、かように考えておるものでございます。そこで、御指摘のとおりでございますが、その結果、老齢年金が支給される必要があることは御指摘のとおりでございます。御指摘のとおりでございますが、これは一般的に年金額に比較いたしまして差が生じてきたのは御指摘のとおりでございますが、生じて國民年金の、あるいは厚生年金の、あるいは障害につきましては、この際、各制度を通ずる最低保障の線を確立する一方、福祉年金につきましては引き続きこの改善に努力をしてまいりたい、かような考え方をとった次第でござります。

○藤田藤太郎君 もう一言私は局長に伺つておきたいと思うのです。その大臣の御意向があり、い

まここで大臣の御意向に沿つてやるとおっしゃつた私はそこそこはようわかった。しかし、

話を聞いてみると、共済年金の最低保障にも見合

うのだというようなことをおっしゃるわけですね。私はそのものの考え方を聞いているのです

よ、局長の。その國民年金の拠出年齢は、四年たつて四十五年から十年かけなければいかぬとい

ういまお話をございました。そのとき初めて満たす云々ということになつたわけがありますけれども、しかし、共済年金も厚生年金も見合つてゐる

れじゃ五十歳からこれをかけた人、四十五歳から

ということになりますが、そこは。そのときにそ

れだけた人、それ以上こえた人は、今度は國民年金

の支給のときにはその差のある人はどうなるのだ、

それ以上年が寄ってきて、終生その拠出をする条

件がなかつた人の生活はどうみるのか、それが一

かんとか幾ら言ってみたって、それはもうわれわれにはわからぬということです。私は、大臣は

そんなお気持ちでおられないと思う。できる限り

将来年金、所得保障を統一していまの差別を順次

しなくしていきたいと、大臣はそうおっしゃつ

ている。そのことが皆さん方、年金局長と部長は

そのことを腹に持つておやりになつたかどうかと

わないと、一日遅つたからこれは別だ、これはだ

して支給されます年金額に比較いたしまして差が生じてきましたのは御指摘のとおりでございまして二百円の引き上げにとどまつたの

でございますが、その結果、今回拠出制の年金と

は一般会計の負担でございまして、財源の関係も

ございまして二百円の引き上げにとどまつたの

でございますが、その結果、老齢年金が支給される必要があることは御指摘のとおりでございます。

○藤田藤太郎君 もう一言私は局長に伺つておき

たいと思うのです。その大臣の御意向があり、い

ます。

○藤田藤太郎君 もう一言私は局長に伺つておき

たいと思うのです。その大臣の御意向があり、い

ます。

まここで大臣の御意向に沿つてやるとおっしゃつた私はそこそこはようわかった。しかし、

話を聞いてみると、共済年金の最低保障にも見合

うのだというようなことをおっしゃるわけですね。私はそのものの考え方を聞いているのです

よ、局長の。その國民年金の拠出年齢は、四年たつて四十五年から十年かけなければいかぬとい

ういまお話をございました。そのとき初めて満たす云々ということになつたわけがありますけれども、

も、同じように生活していても、その事態において差があつてやむを得ないということになるのか。そのときに、いかにして主権在民の国家の中

の国民の生活——だから私は經濟の面の話を少し

したわけありますけれども、そういうことをだんだんと守りながら、制度の切りかえであるから

多少矛盾があつても、終局的にはその矛盾を解消

していくというようによつて皆さんこそ努力してい

いのじやないですか、そうでしょう。そのものの考え方を聞きたいのです。そのことが明らかに

ならなければ、社会保険中の所得保障とか何と

していこうというようによつて皆さんこそ努力してい

いのじやないですか、そうでしょう。そのもののがここにありますか、そこは。そのときにつきましては必ずしもそれにこだわらず、従来も二回引き上げておりますし、今後も引

き続き引き上げをやってまいりたいと考えておる

のでございまして、その点におきまして、ある一

時点におきまして拠出制と福祉年金との間に、結

果的に拠出制年金を引き上げたことによって格差

だ、五年ごとに拠出制年金は大幅な改善を再計算

を行なうことが例でございますので、一方、福

祉年金につきましては必ずしもそれにこだわら

ず、従来も二回引き上げておりますし、今後も引

おる。あなたは五年後にはその差別をなくしていきたいとおっしゃつておっしゃつたと私は聞いたのです。これは間違いなら間違いでありますけれども、これはあなたの気持ちを私は聞いたのですが、これは大臣に聞かなければならぬ問題だと私は思う。だから、大臣がこれだけすなおな気持ちでおっしゃつておるのに、あなたのほうの局でその思想がゆがめられておつて、所得保障の国民保護という、全体を守つていくといく思想がゆがめられてきて、所得保障のこのようなものを頭からきめていくというようなものの考え方があつたとしたら所得保障なんて発展しないですよ、私はそう思う。だから、私は、この点だけは大臣にお尋ねをしたいと思うのですが、いま年金局長との間に私は質疑をいたしました。どうも私たちの耳に入つてくるのは、何かそういう事務的に所得保障の問題を扱つてみて、そういう心がまえ、この三段階になつていて、今までおつしやつたように、今度の法改正についてはいろいろの、また公平な、平等を受けたから、そこらあたりの問題がどうも不信感が取り除かれないと、それが何よりもあるけれども、できるだけその統一をしていくから、大臣は先ほどおつしやつたように、今度の法改正についてはいろいろの、また公平な、平等的な、そして統一的な方向について、足らざるものがあるけれども、できるだけその統一をしていく。私は、其済年金と一本になろうというようなことは取り除いていく、一步でも取り除いていく。私は、其済年金と一本になろうというようなことは取り除いておりません。それは保険財政からいつまでも考えておりませんけれども、一つ一つでも取り除いて考えておりませんけれども、一つ一つでも取り除いていくという心がまえを聞かしておいてもらわなければ、私はこれ以上これを真剣に取り組むことができない、永劫末代こういう差別でこの所得保障が考えられているんだというようなことを私は聞かしてもらつていたんじやどうにもならぬわなければ、私はこれ以上これを真剣に取り組むというところなんです。そこらあたりの大臣の御見解をひとつこの際聞いておきたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸) わが国の所得保障の柱であります年金制度、この年金制度につきまして

は、それぞれの制度の発足以来の発展の過程によりましていろいろ現状が違うわけでござりますが、私は、先ほど申し上げましたように、実権におきましてはこれらの制度が均衡のとれた形で、そしてその給付の内容等におきましても、真に老後の生活の保障たるにふさわしい実体を持つものに逐次改善をされいかなければいけない、また、そういう心がまえで私どもは今後わが国の所得保障の改善、充実のために努力をすべきものだと、かよううに考えておるわけあります。今後事務当局におきましても、私は、各年金制度審議会等の御意見を十分聞きながら、いま申し上げたような方向で努力を積み重ねていくべきである、また、そういうぐあいに事務当局におきましても努力をするものと期待をいたしております。

○藤田藤太郎君 悉かりました。そこで、私は具体的ないろいろな問題、年金の今後の問題についていろいろと聞かなければならぬことがある。だから、いま障害になるものをこの国会で取り除けるかどうかの議論もしなければならぬと私は思うわけであります。そういう意味で、私はきようはこれで質問を終わりますが、あらためて機会を見つけて私はこの年金の質疑を行ないたいと思います。

○委員長(千葉千代世君) 他に御発言もなれば、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

次回の委員会は六月二十三日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十八分散会

六月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、雇用対策法案

一、最低賃金法案(衆)

一、家内労働法案(衆)

目次

| | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 第一章 総則(第一条～第三条) | 第二章 雇用対策基本計画(第四条・第五条) |
| 第三章 求職者及び求人者に対する指導(等第 六条～第十条) | 第四章 技能労働者の養成確保等(第十一条・ 第十二条) |
| 第五章 職業転換給付金(第十三条～第十八条) | 第六章 中高年齢者等の雇用の促進(第十九条・ 第二十条) |

第一章 總則

目的

第一条 この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずる

ことにより、労働力の需給が質量両面にわたり

均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、

これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社

会的地位の向上とを図るとともに、国民经济の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資すること

を目的とする。

この法律の運用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての

自主性を尊重しなければならず、また、技能を

習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定さ

せるための事業主の努力を助長するよう努め

(定義) なければならぬ。

第二条 この法律において「職業紹介機関」と

は、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安

定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)

及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

(国の施策)

第三条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業につくことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

三 労働者の雇用の促進とその職業の安定とを図るため、住居を移転して就職する労働者等のための住宅その他労働者の福祉の増進に必要な施設を充実すること。

四 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

五 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するためには必要な施策を充実すること。

六 その他労働者がその有する能力を有效地に發揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間ににおける就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有效地に发挥することの妨げとなつてゐる雇用慣行の是正を期すように配慮しなければならない。

第四条 国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な

雇用に関する基本となるべき計画（以下「雇用対策基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 雇用の動向に関する事項

2 前条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本となるべき事項。

3 雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。

4 国は、必要がある場合には、雇用対策基本計画において、特定の職種、中小規模の事業等に関する特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的・社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定めることができる。

5 労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

6 労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるともに、その概要について雇用審議会の意見を聞かなければならない。

7 労働大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。

8 前三項の規定は、雇用対策基本計画の変更について準用する。

（関係機関への要請）

第五条 労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章 求職者及び求人者に対する指導等

（雇用情報）

第六条 労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報（以下「雇用情報」という。）を収集し、及び整理しなければならない。

2 労働大臣は、雇用情報を、職業紹介機関が職業指導、職業紹介等を行なうに際して活用させるとともに、広く求職者、求人者その他の関係者及び職業訓練機関、教育機関その他の関係機関が利用することができるよう配慮しなければならない。

3 労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行なわれるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

（職業に関する調査研究）

第七条 労働大臣は、職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果（以下「職業に関する調査研究の成果」という。）について準用する。

（求職者に対する指導）

第八条 職業紹介機関は、求職者に対しても、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき職種、就職地その他の

促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生かされるよう努めなければならない。

（求職者に対する指導）

第九条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき求人の内容について指

導することにより、求職者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するよう努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求職者に対する、雇用情報を提供し、かつ、これに基づき求人の時期、人員又は地域その他の求人の方針について指導することができる。

（雇用に関する援助）

第十条 職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他措置を行なわなければならない。

（職業訓練の充実）

第十一條 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

（技能労働者の養成確保等）

2 国は、公共の職業訓練機関が行なう職業訓練と事業主又はその団体が行なう職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行なわれ、産業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保されるよう図らなければならない。

（技能検定制度の確立）

第十二条 国は、技術の進歩等の状況を考慮して技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する技能の程度を検定する制度を確立するとともに、関係者の協力を得てこれを拡充し、及び普及することにより、労働者の技能の向上と技能労働者の経済的・社会的地位の向上とを図るよう努めるものとする。

（第五章 職業転換給付金）

第十三条 国及び都道府県は、他の法令の規定に

に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次の各号に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

1 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

2 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金

3 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

4 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

（支給基準等）

第十四条 職業転換給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

2 前項の基準の作成及びその運用にあたつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に斟酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

（支給基準等）

第十五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

（譲渡等の禁止）

第十六条 職業転換給付金の支給を受けることと道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

（公課の禁止）

第十七条 基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次の各号に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

1 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

2 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金

3 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

4 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

第十七条 租税その他の公課は、職業転換給付金（事業主に対する支給するものを除く。）を標準として、課することができない。

（連絡及び協力）

第十八条 公共職業安定所、都道府県及び雇用促進事業団は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行なわるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第六章 中高年齢者等の雇用の促進

（雇用率等）

第十九条 国は、別に法律で定めるところにより、事業主に雇用されている労働者のうちの中高年齢者又は身体に障害のある者が占める割合

が一定率以上になるように必要な施策を講ずる。2 国は、事業主その他の関係者に対して、中高年齢者又は身体に障害のある者の雇用を促進するため、資料の提供その他援助を行なうよう努めなければならない。

（適職の選定等）

第二十条 労働大臣は、中高年齢者又は身体に障害のある者の能力に適合すると認められる職種を選定して、これを公表するとともに、中高年齢者又は身体に障害のある者がこれらの職種の労働者として雇用されることを促進するよう努めなければならない。

（大量の雇用変動の場合の届出等）

第二十一条 事業主は、生産設備の新設又は増設、事業規模の縮小その他の理由による雇用量の変動であつて、労働省令で定める場合に該当するものについては、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けた任命権を行なう者を含む。）は、前項に規定する雇用量の変動については、政令で定めるところにより、公共職業安定所長に通知するものとする。

（印紙税法の一部改正）

第一条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノモノ十一の次に次の二号を加える。

六ノモノ十二 雇用対策法第十三条第一号乃

3 第一項の届出又は前項の通知があつたときは、職業安定機関は、相互に連絡を緊密にし、広範囲にわたり、求人又は求職を開拓し、及び職業紹介を行なうこと等の措置により、一定の地域における労働力の需給に著しい不均衡が生じないように離職者の就職の促進又は当該事業における労働力の確保に努めるものとする。

（報告の請求）

第二十二条 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から當該付金の支給に関する必要な事項について報告を求めることができる。

（船員に対する適用除外）

第二十三条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

（罰則）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

二 第二十二条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

三 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

五 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

六 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

七 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

八 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

九 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十一 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十二 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十三 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十四 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十五 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十六 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十七 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

十八 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

至第四号及第六号ニ掲グル給付金（事業主ニ付スル給付金ヲ除ク）ニ関スル証書、帳簿は、職業安定機関は、相互に連絡を緊密にし、広範囲にわたり、求人又は求職を開拓し、及び職業紹介を行なうこと等の措置により、一定の地域における労働力の需給に著しい不均衡が生じないように離職者の就職の促進又は当該事業における労働力の確保に努めるものとする。

（職業安定法の一部改正）

第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則」を「第三章の二」中

高年齢者の雇用」に改める。

第四条第一号中「及び国民の労働力を最も有效地に發揮させるために必要な計画を樹立すること」と「削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第六条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第七条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第八条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第九条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十一条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十二条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十三条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十四条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十五条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十六条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十七条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十八条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第十九条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第二十条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

第二十一条第一項中「この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十号）と相まって」を加える。

導に改め、同条第五項中「職業に関する情報」を「雇用情報、職業に関する調査研究の成果等」に改め、同条第六項中「職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基づいて」を「労働大臣が文部大臣と協議して」に改める。

第二十九条中「図るため」の下に「雇用対策法の規定に基づき」を加える。

第三十一条中「及び第二十九条の手当の支給に改める。

第三十三条の二第三項の次に次の二項を加える。

第三十四条第一項中「労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第三十五条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第三十六条第一項中「募集人員、募集地域又は募集時期」を「労働大臣又は公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより」に、「必要を」を「特に必要」とができる。

第三十七条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第三十八条第一項中「募集人員、募集地域又は募集時期」を「労働大臣又は公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより」に、「必要を」を「特に必要」とができる。

第三十九条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十一条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十二条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十三条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十四条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十五条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十六条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十七条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十八条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第四十九条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第五十条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

第五十一条第一項中「公共職業安定所長は、労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定める」とができる。

職種の中高年齢者の雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるよう努めなければならない。

（中高年齢者の雇入れの要請）

第四十七条の三 労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対して、当該職種の中高年齢者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な措置をとることを要請することができる。

第四十八条第二項中「又は第二十九条の手当の支給に關し必要な事項」を削る。

第四十八条の二を削る。

第五十五条の二を削る。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 地方公共団体が実施する職業安定法第二十一条第一項第三号に掲げる訓練に要する費用

二十九条の規定により支給する手当に要する費用で、この法律の施行の日の前日までに係るもの（この法律の施行の日以後に支出されるものを含む。）についての国庫の負担については、なお従前の例による。

（労働省設置法の一改正）

第五条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二条の八の次に次の二号を加える。

三十二の九 雇用対策法（昭和四十一年法律第一号）に基づいて、雇用対策基本計画の案を作成し、及び職業転換給付金の支給基準を定めること。

第四条第三十五条を次のように改める。

三十五 労働者の募集に關し、その時期、人員、地域等について制限すること。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一 雇用対策基本計画の策定に關すること。

第十条第一項第八号中「前各号に掲げるもの

の外」を「前各号に掲げるもののほか、雇用対策法（職業訓練、技能検定その他労働者の技能の向上に関する部分を除く。）に、「職業に関すること」を「雇用に関すること」と改める。

第十八条第一項中「権限は」の下に「雇用対策法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

（職業訓練法の一改正）

第六条 職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この法律は」の下に「雇用対策法（昭和四十一年法律第一号）と相まって」を加える。

第四条第二項中「計画を定めるにあたつては」の下に「雇用対策法第四条第一項の雇用対策基本計画に對応し、かつ」を加える。

第五十五条の二を削る。

（職業安定法の一改正）

第六条 第二項を次のように改正する。

第十九条第二項中「同項第二号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。」を削り、同条第三項を次のように改める。

二 削除 第十九条第一項第二号を次のように改める。

第十九条第一項第六号を次のように改める。

六 削除 第十九条第二項中「同項第二号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。」を削り、同条第三項を次のように改める。

三 事業團は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、次の業務を行なう。

一 移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福利施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

二 建設業その他の事業の実施が季節的制約を受ける業種であつて、政令で定めるものに属する事業を行なう事業主に対して、年間に通じて、事業を行ない、かつ、労働者を雇用するため必要な設備の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

第三十五条を次のように改める。

（身体障害者雇用促進法の一改正）

第八条 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条 削除 第八条第二項中「身体障害者に対して」の下

に「雇用対策法（昭和四十一年法律第一号）の規定に基づき」を加える。

（身体障害者雇用促進法の一改正）

第六条本文」に改める。

第十八条第六項中「同法第三十五条」を「雇用対策法（昭和四十一年法律第一号）第十

二 条に改める。

（雇用対策法（昭和四十一年法律第一号）第十

二条に改める。

（身体障害者雇用促進法の一改正）

第八条 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条 削除 第八条第二項中「身体障害者に対して」の下

に「雇用対策法（昭和四十一年法律第一号）の規定に基づき」を加える。

（雇用促進事業法の一改正）

第九条 雇用促進事業法（昭和三十六年法律第

一百六号）の一部を次のように改正する。

第十条 この法律による改正前の雇用促進事業團法第十九条第一項第二号の手当及び同項第六号の費用であつてその支給事由がこの法律の施行前に生じたものの支給に關する業務については

百六号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

五 監査は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出することができる。

第十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の欠格条項）

第十二条を次のように改める。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十二条を次のように改める。

(最低賃金委員会)

第十四条 労働省は、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会は各都道府県に置き、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体が政令の定めるところにより推薦した者について、労働者委員は、労働組合が政令の定めるところにより推薦した者について、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

7 最低賃金委員会に会長を置く。

8 会長は、委員が公益委員のうちから選ばする。

9 会長は、最低賃金委員の会務を総理する。

10 最低賃金委員会に關する事務を処理させるため、最低賃金委員会に事務局を置く。

11 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

12 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に關して必要な事項は、政令で定める。（全議）

第十五条 最低賃金委員会の会議は、会長が招集する。

2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、会

議を開き、議決することができない。

3 第三条、第七条又は第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定並びに第九条又は第十一条の規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定は、出席委員の全員会を置く。

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するよう努めるものとする。

（必要生計費等の調査及び公表）

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するよう努めるものとする。

（第六条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。）

（権限）

第十六条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

（権限）

第十七条 第九条及び第十二条に規定する中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事案及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案で中央最低賃金委員会が全國的に関連があると認めて中央最低賃金委員会規則の定めるところにより指定するものについては、中央最低賃金委員会が行ない、一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案（中央最低賃金委員会の権限に属する事案を除く。）については、当該地方最低賃金委員会が行なう。

（規則制定権）

第十八条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に關する必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を

こえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 （労働基準法の一部改正）

3 第三条前段中「この法律」の下に「最低賃金法（昭和四十一年法律第二百三十七号）」を含む。

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するよう努めるものとする。

（附則）

3 第三条第一項の「第二十七条」を「第二百二十条第一号中「第二十七条」を「第二百三十条第一項」に改める。

4 第二十七条から第三十一条までを次のよう改める。

（最低賃金）

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、最低賃金法第九条の規定による最低賃金に別段の定めがある場合を除き、次の場合においては、この限りでない。

（規則制定権）

第一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に關しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

（合理的な賃金体系の確立とその公正な運用）

第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応じる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

（船員法の一部改正）

8 船員法（昭和二十二年法律第二百二十一号）の一部を次のように改める。

第百十四条中「第二十六条」の下に「第二十八条第一項」を加える。

第百十九条第一号中「第二十二条第三項」の下に「第二十八条第一項」を加える。

第一百二十条第一号中「第二十七条」を「第二百三十条第一項」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

4 第二十七条から第三十一条までを次のよう改める。

（船員法の一部改正）

6 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改める。

（附則）

第四十一条第一項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）」を「最低賃金法（昭和四十一年法律第二百三十七号）」に改める。

（船員法の一部改正）

7 船員法（昭和二十二年法律第二百二十一号）の一部を次のように改める。

（最低報酬）

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に定めることは、最低賃金法（昭和四十一年法律第二百三十七号）これに基づく命令を含む。は適用せず、別に法律で定める。

（国家公務員法の一部改正）

8 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十一号）の一部を次のように改める。

（附則）

8 法律第二百三十七号」を「最低賃金法（昭和四十一年法律第二百三十七号）」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

9 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

委員会」を「最低賃金委員会」に改め、同条に

(運輸省設置法の一部改正)

10 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号を次のように改め

二十三 削除

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第

二項第十三号の二を削る。

第五十七条第一項「労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)及び最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)」に改める。

11 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のようにより改正する。

12 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

13 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十一号中「最低賃金法」を「最低賃金法(昭和四十年法律第一号)」に

低賃金委員会の権限に関する規定を除く。」に改める。

第八条第四項中「同項第六号の四に掲げる事務」を削る。

第十三条の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十五条第一項中「最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

第十六条第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第十七条第一項中「最低賃金法(これに基

づく命令を含む。)」を削る。

第二十条第一項中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改め、同条に

次の一項を加える。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十二条の表中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改め、同条に

次の一項を加える。

14 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

15 第百八条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十年法律第一号)」に改める。

本案施行に要する経費としては、初年度約六億五千万円の見込みである。(平年度約八億三千万円)

家内労働法案

家内労働法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の労働条件の基準に関する必要な事項並びに家内労働者が自ら的に家内労働者組合を組織し、委託者と対等の立場に立つて交渉すること及び家内労働関係の当事者間における争議行為についてのあつせん及び調停等に関する必

要な事項を規定し、もつて家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八条の事業又は事務所(以下「事業」という。)の事業主であつて、当該事業における業務の目的物である物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は事業主がその業務のため使用し若しくは消費する物

品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料で政令で定めるものの製造、加工、改修、修理、清掃、選別、包装若しくは解体その他の政令で定める作業(以下「製造等」という。)を家内労働者に委託するもの

二 前号に規定する者のために行行為をするすべての者

三 委託者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

二 産前産後の女子が第二十二条の規定において準用する労働基準法第六十五条规定によつて休業した期間

三 委託者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

三 第一項の工賃の総額には、臨時に支払われた工賃及び十四週をこえる期間ごとに支払われる工賃は算入しない。

4 物品等の製造等の委託を受けた後十四週に満たない家内労働者については、第一項の期間は、当該委託を受けた後の期間とする。

5 前四項の規定によつて算定し得ない場合の平均工賃は、労働大臣の定めるところによる。

第五条 第二条第一項第一号の委託者になろうとする者は、労働省令で定める事項を行政官庁に届け出なければならない。届け出た事項を変更

労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対償として支払うすべてのものをいう。

2 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付(以下「家内労働者の給付」という。)に対し

支払う工賃以外の報酬をいう。

3 第四条 この法律で「平均工賃」とは、これを算定すべき事由の発生した日の直前の工賃の支払金額をいう。ただし、その金額は、労働省令で定めるところにより、工賃の総額をその期間中

の家内労働者の給付に要した日数の合計日数で定めた金額の百分の六十を下つてはならない。

4 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

5 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

6 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

7 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

8 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

9 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

10 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

11 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

12 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

13 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の総額から控除する。

本案施行に要する経費

したときも、同様とする。

(労働条件等の明示)

第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合及び家内労働者の給付を受けた場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の給付、工賃及びその他の報酬(以下「工賃等」という)、最低工賃額その他の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

2 労働基準法第十五条第二項の規定は、委託者が前項の規定により明示した労働条件が事実と相違する場合に準用する。

第七条 労働大臣は、家内労働者に対し、労働省令で定めるところにより、無料で、家内労働者手帳を交付するものとする。

2 委託者は、家内労働者手帳を所持しない家内労働者に物品等の製造等を委託してはならない。(委託関係の打切りの制限)

第八条 委託者は、家内労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後十四日間並びに六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた家内労働者が第二十二条において準用する労働基準法第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後十四日間は、その者との委託関係を打ち切つてはならない。ただし、委託者が第二十二条において準用する同法第八十一条の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

2 労働基準法第十九条第二項の規定は、前項ただし書後段の場合に準用する。

(委託関係の打切りの予告)

第九条 委託者は、六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた家内労働者との委託関係を打ち切ろうとする場合においては、少なくとも十四日前にその予告をしなければならない。十四日前に予告をしない委託者は、

は、十四日分の平均工賃を支払わなければならぬ。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は家内労働者の責に帰すべき事由に基づいて委託関係を打ち切る場合においては、この限りで

は、十四日分の平均工賃を支払わなければならない。

第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合及び家内労働者の給付を受けた場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の報酬(以下「工賃等」という)、最低工賃額その他

の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

2 労働基準法第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(工賃等の支払)

第十一条 工賃等は、十四日以内ごとに一回以上、家内労働者の給付の日に、家内労働者の給付と同時に支払わなければならない。ただし、同時に支払われる工賃等、賞与その他十四日以内ごとに一回以上支払うことが不適当な工賃等で労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 家内労働者の給付のうち検査を要するもので委託者が行政官庁の許可を受けたものに対する前項の規定の適用については、同項中「家内労働者の給付」と同一とあるのは、「家内労働者の給付」と同様に、家内労働者の給付の日から該許可において定められた期間内にしてする。

3 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、家内労働者の給付に対し、労働省令で定めるところにより、工賃等を工賃及びその他の報酬に区別して支払わなければならない。

4 労働基準法第二十四条第一項の規定は、工賃等の支払の場合に準用する。

(休業手当)

第十一條 委託者は、政令で定めるところにより、その責に帰すべき事由により家内労働者を休業させる場合においては、休業期間中当該家内労働者に手当を支給しなければならない。

(最低工賃額)

第十二条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低工賃額を定めるべきこと

を申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方労働審議会の議を経て、すみやかに、当該最低工賃額を定めなければならない。

3 前項の最低工賃額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法(昭和四十一年法律第号)第三条第一項及び第二項の規定により決定される基本たる賃金が時間によつて定められている労働者の最低賃金額(当該委託者の事業場の所在場所及びその事業が同法第九条の規定により決定された最低賃金に係る地域及び産業に属するものであるときは、当該最低賃金において定める基本たる賃金が時間によつて定められている労働者の最低賃金額)に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

4 前項の標準所要時間は、当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に從事した期間が比較的短い労働者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定めなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。ただし、労働省令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低工賃額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等について最低工賃額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

8 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

9 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

10 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

11 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

12 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

13 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

14 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

15 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

16 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

貨額に満たないものであつてはならない。

2 委託者が家内労働者に對して支払うその他の報酬の額は、当該家内労働者が物品等の製造等に要した経費を償うに足りる適正なものでなければならない。

3 委託者は、委託に係る物品等の受渡し(

(監督上の行政措置)

第十四条 委託者は、委託に係る物品等の受渡し(

第十五条 委託者は、家内労働者が一日八時間、一週五日をこえて従事することとなるような物

品等の製造等を委託してはならない。

第十六条 委託者は、労働基準法第四十六条に規定する機械及び器具を使用する業務、同法第六

条に規定する業務その他労働省令で定める危険有害業務に家内労働者が就くこととなるような物品等の製造等を委託してはならない。

第十七条 委託者は、家内労働者に對し物品等の製造等を委託する場合には、原材料等による危険有害業務に家内労働者が就くこととなるような物品等の製造等を委託してはならない。

第十八条 委託者は、家内労働者に對し物品等の製造等に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

第十九条 一定の物品等の製造等に從事する家内労働者については、委託者は、労働省令で定めた健康診断

第十九条 一定の物品等の製造等に從事する家内労働者については、委託者は、労働省令で定めた

健康診断

第二十条 行政官庁は、原材料等が安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、委託者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

2 労働基準法第五十五条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十一条 委託者は、十五歳に満たない児童に對し物品等の製造等を委託してはならない。

(労働基準法の準用)

第二十二条 労働基準法第一条から第四条まで、

第二十三条 第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十三条、第二十五条、第五十九条、第六十五条第一項及び第二項並びに第八章(第八

十七条を除く)の規定は、家内労働者の労働条件について、同法第一百四条、第一百五条の二から第一百

十一条まで及び第一百十四条の規定は、委託者又は家内労働者について、同法第一百十二条の規定はこ

の法律及びこの法律に基づいて発する命令につ

いて、同法第一百五条の規定はこの法律の規定による工賃等、災害補償その他の請求権につ

て準用する。この場合において、同法第二十三

条第一項中「退職」とあるのは、「家内労働者と

の委託関係の終了」と、同法第六十五条第一項及び第二項中「を就業させはならない」とあ

るの「に対する物品等の製造等の委託を休止しなければならない」と、同法第一百四条及び第

百十条中「労働基準監督官」とあるのは、「家内労働監督官」と、同法第一百七条から第一百九条まで中「労働者名簿」とあるのは、「家内労働者名簿」と、「賃金台帳」とあるのは、「工賃台帳」と、同法第一百四条中「第二十条、第二十六

条、第二十八条第一項若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第四項の規定による貨金を支払わなかつた」とあるのは、「家内労働法(昭和四十一年法律第二号)第九条又は第十一条の規定に違反した」と読み替えるものとする。

(家内労働審議会)

第二十三条 家内労働者に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各同数を任命する。た

だし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基づいて任命する。

3 家内労働審議会は、必要があると認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

4 前三项に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(監督組織)

第二十四条 労働省労働基準局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法第九十九条第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十五条 労働省労働基準局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働省労働基準局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の工賃等、安全及び衛生その他の労働条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項をつかさどる。

2 家内労働監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法

第九十九条第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十六条 労働基準監督署長は労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の工賃等、安

全及び衛生その他の労働条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項をつかさどる。

2 家内労働監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法

第九十九条第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十七条 家内労働者は、工賃等、安全及び衛

生その他の労働条件等につき、委託者又はその団体と労働協約の締結等の交渉をするため、家内労働者組合を組織することができる。

2 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四

号)第一條第二項、第二条、第五条から第八条まで、第十条から第十二条まで及び第十四条から第十八条までの規定は、前項の家内労働者組合に關し準用する。こ

の場合において、これらの規定中「労働組合」とあるのは「家内労働者組合」と、「使用者」とあるのは「委託者」と、「労働者」とあるのは「家内労働者」と、同法第七条第一号中「解雇し」とあるのは「との委託関係を打ち切り」と、「雇用条件」とあるのは「当該委託の条件」と、同法第二号中「雇用する」とあるのは「その物品等の製造等を委託する」と、同法第四号中「解雇し」とあるのは「との委託関係を打ち切り」と、同法第十七条中「工場事業場に常時使用される」とあるのは「委託者から六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた」と、「工場事業場に使用される」とあるのは「委託者から物品等の製造等を委託されれる」と読み替えるものとする。

2 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定に違反した者

3 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

4 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

5 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

6 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

7 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

8 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

9 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

10 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

11 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

12 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

13 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

14 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

15 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

16 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

17 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

18 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

19 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第六十五条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(罰則)

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以内の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条、第九条、第十条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項又は第二十一条の規定に違反した者

二 第三十条第一項の規定による命令に違反した者

三 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

四 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

五 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

六 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

七 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

八 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

九 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十一 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十二 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十三 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十四 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十五 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十六 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十七 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十八 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

十九 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

二十 第二十二条において準用する労働基準法第三条、第四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項若しくは第二项、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条又は第一百四条第二項の規定による命令に違反した者

第九条第一号中「婦人及び年少の家内労働者」の下に「婦人及び年少の家内労働者を含む。以下第四号において同じ。」を加える。

第十三条第一項の表の労働基準監督官分限審議会の項中「労働基準監督官の罷免」を「労働基準監督官及び家内労働監督官の罷免」に改め、同表中「じん肺審議会——じん肺に関する重

要事項を調査審議すること。」を「じん肺審議会——じん肺に関する重

要事項を調査審議すること。」を「中央家内労

働審議会——家内労働者に関する事項を調査審議すること。」

じん肺に関する重要事項を調査審議すること。

労働基準法（これに基づく命令を含む。）及び家内労働命令を含む。」の下に「、家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

第十五条第一項中「じん肺法（これに基づく命令を含む。）」の下に「、家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

第十六条第一項の表中「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」を

「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

する」と、「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

の下に「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

の下に「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

の下に「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

の下に「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

の下に「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

の下に「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

の下に「——地方労働基準審議会——都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」

法（これに基づく命令を含む。）及び家内労働法（これに基づく命令を含む。）に改める。

第二十二条の表の本省の項中「二五、〇九六人」を「二五、五七八人」に、同表の中央労働委員会の項中「八九人」を「九九人」に、同表の中央労働委員会の項中「二五、五九三人」を「二六、〇八五人」に改める。

（登録税法の一部改正）
8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「労働組合」の下に「、家内労働組合」を、「労働組合法」の下に「、家内労働法」を加える。

（所得税法の一部改正）
9 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）の一

部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中労働組合の項の次に次

のよう加える。
（法人税法の一部改正）
10 法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）の一

部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中労働組合の項の次に次

のよう加える。
（法人税法の一部改正）
11 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中労働組合の項の次に次

のよう加える。
（地方税法の一部改正）
12 家内労働組合（法
人であるものに限
る）
13 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十号）

（地方税法の一部改正）
14 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十一号）

（地方税法の一部改正）
15 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十二号）

（地方税法の一部改正）
16 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十三号）

（地方税法の一部改正）
17 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十四号）

（地方税法の一部改正）
18 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十五号）

（地方税法の一部改正）
19 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十六号）

（地方税法の一部改正）
20 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十七号）

（地方税法の一部改正）
21 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十八号）

（地方税法の一部改正）
22 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百一十九号）

（地方税法の一部改正）
23 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百二十号）

（地方税法の一部改正）
24 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百二十一号）

（地方税法の一部改正）
25 家内労働法（昭和四
十一年法律第
一百二十二号）

六月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、老齢福祉年金増額に関する請願（第二六八四号）（第二六八五号）

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する請願）

紹介議員

大橋栄太郎君

紹介議員

小沢久太郎君

紹介議員

第三名

紹介議員

謙吾君

紹介議員

原田安一外二

紹介議員

十三名

紹介議員

山口県吉敷郡小郡町大字下郷二、

紹介議員

三四ノ一山口県美容業環境衛生

紹介議員

同業組合代表理事 原田安一外二

紹介議員

大分市豊町二ノ一四大分県公

紹介議員

第三名

この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第二七二七号 昭和四十一年五月三十日受理

請願者 熊本市春竹町大字春竹一、〇五九

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 神戸市長田区丸漢通七ノ一〇二一兵

請願者 平井幸義外二十三名

請願者 庫県食肉環境衛生同業組合理事長

紹介議員 林田 正治君

長 吉永優

請願者 平井幸義外二十三名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第二七四九号 昭和四十一年六月一日受理

請願者 鳥取県吉方四八四鳥取県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 東口哲男外二十二名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第二七四五号 昭和四十一年六月一日受理

請願者 鳥取県吉方四八四鳥取県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 東口

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第二七五〇号 昭和四十一年六月一日受理

請願者 京都市下京区寺町通高辻上ル京都府寿司環境衛生同業組合理事長

岸村常次郎

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第二七五八号 昭和四十一年六月二日受理

請願者 奈良県大和高田市西片塙町三〇奈良県美容環境衛生同業組合理事

請願者 奈良県大和高田市西片塙町三〇奈良県美容環境衛生同業組合理事

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第二七五六号 昭和四十一年六月二日受理

請願者 神奈川県相模原市新戸三、二四四

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第二七五九号 昭和四十一年六月二日受理

請願者 稲垣稔外三百二十九名

紹介議員 稲垣稔外三百二十九名

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第二六八八号 昭和四十一年五月二十七日受理

健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願する法律案

請願者 横浜市鶴見区仲通一ノ五八ノ一四

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正する法律

福田浩外千三百七十五名

(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する)。

第二七二六号 昭和四十一年五月三十一日受理

療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

請願者 岡山県御津郡一宮町大字大窪四一

第二条第三項に次の一号を加える。

第二六八七号 昭和四十一年五月二十七日受理

栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 三三室誠一外八十七名

第二条第三項に次の一号を加える。

第二六九七号 昭和四十一年五月三十日受理

栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町大字西内字一、七七四奥鹿教湯温泉病院内福島茂子

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七四八号 昭和四十一年六月一日受理

療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

請願者 鹿児島市西田町一七一堀口源太郎

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七四九号 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 東京都中央区築地一ノ一四春日井四津馬外一名

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五〇号 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 八田一郎君

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五一年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五二号 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五三年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五四年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五五年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五六年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五七年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五八年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七五九年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七六年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七七年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七八年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一三六堤靖

第二条第三項に次の一号を加える。

第二七九年 昭和四十一年六月一日受理

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第二十一号 昭和四十一年六月二十一日 【参議院】

規定の改正により障害年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改訂後の遺族援護法を適用する

場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

| | | |
|--|---|---|
| 第七条第三項及び第四項 第十三条第二項 | 昭和三十四年一月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第二十三条第二項第三号 | | |
| 第二十五条第三項 | | |
| 第十九条第一項第三号及び第四号 | 昭和三十三年十二月三十日 | 昭和四十二年九月三十日 |
| 第三十三条第一項 | 昭和三十四年一月 | 昭和四十一年十月 |
| 第三十条第三項 | | |
| 第二十五条第三項 | 昭和三十四年一月二日 | 昭和四十二年十月二日 |
| 第三十六条第一項第一号 | 昭和二十七年三月三十日 | 昭和四十二年九月三十日 |
| 第三十七条第一項第一号、二項 | 昭和二十七年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十八条第三号 | 昭和二十七年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第二号 | 昭和四十二年十月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第二項 | 昭和二十七年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十八条第三号 | 昭和四十二年十月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)であることによる同法第二十三条第二項第一号に規定する遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用について、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日以前である場合に限る。 | この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)であることをによる同法第二十三条第二項第一号に規定する遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用について、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日以前である場合に限る。 | この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)であることをによる同法第二十三条第二項第一号に規定する遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用について、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日以前である場合に限る。 |
| 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十年法律第五号)第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。 | この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十年法律第五号)第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。 | この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十年法律第五号)第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。 |

3 この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことによる同法第二十三条第二項第一号に規定する遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第一条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日以前である場合に限る。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦没者等の妻に対

する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかるわらず、昭和四十二年十一月一日とする。

この法律による遺族援護法第二条第三項の規定の改正により同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第一号）第一条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定す

| | |
|-------------|------------|
| 第三十一条第一項第二号 | 同年四月一日 |
| 第三十六条第一項 | |
| 第三十八條第三項 | 昭和二十七年三月一日 |

昭和四十二年十月一日

| 第三十六條第一項第一号 | 昭和二十七年 |
|--------------------------------|--------|
| 第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第 二項 | 昭和二十七年 |

| | |
|------------|-------------|
| 四月一日 | 三月三十日 |
| 昭和四十二年十月一日 | 昭和四十二年九月三十日 |

| | |
|-------------------------|------------|
| 第十一 条第三号 | 昭和三十三年四月一日 |
| 第二十九 条第一項第三号及 第四号 | |
| 第十三条第二項 第三十条第三項 | 昭和三十四年四月一日 |

十二月三十日
昭和四十二年九月三十日

本案施行に要する経費としては、初年度約百一十億円の見込みである。
〔平年度約百八

る国債の発行の日は、同法附則第三項の規定に
かかわらず、昭和四十二年十一月一日とする。

第三章の二中第十四条の八の次に次の十四条を
加える。

第一條〔第十七条〕を「第四章 原子爆弾被爆者相談所（第十五条～第十七条）」に改める。
第十八条の二】に改める。
第一条を次のように改める。
(一)の法律の目的)
第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾被爆者に關し必要な援護を行なうこととする。
第八条第二項、第九条第五項及び第十二条第一項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。
第十四条の七の次に次の章名を附する。
第三章の二 医療手当 援護手当、障害年金及び葬祭料
第十四条の八中「期間」の下に「月額五千円を限度として」を加え、「ことができる」を削る。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律
原爆被爆者医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
原子爆弾被爆者援護法
目次中「第三章 医療（第七条—第十四条の八）」を「第三章 医療（第七条—第十四条の七）」
「第三章の二 医療手当、援護手当、障害年金及び葬祭料（第十四条の八—第十四条の二十一）」に、「第四章 原子爆弾被爆者医療審議会（第十五

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を
改正する法律案

第十四条の九 都道府県知事は、政令の定めるところにより、被爆者が第四条の規定による健康診断若しくは第七条第一項の規定による医療の給付を受け、又は特別被爆者が政令で定める疾病につき医療を受ける場合において、当該健康診断若しくは医療の合併による当該医療費を賄ふ受ける。

(障害年金の額の改定)
第十四条の十一 障害年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。
(障害年金の額の改定)
第十四条の十二 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の廃疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経て、その程度に応じて、当該障害年金の額を改定する。
廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行なう。

号)の一部を次のように改正する。

第五条第十五号を次のように改める。

十五 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)の定めるところにより、

医療機関を指定し、医療の給付に関する必

要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに

障害年金を受ける権利を規定すること。

第九条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に

関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め

る。

第二十九条第一項の表中原子爆弾被爆者医療

審議会に係る部分を「原子爆弾被爆者援護審議

会」厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者

の援護に関する重要事項を調査審議するこ

と。」に改める。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第八号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二百九十二条第一項第八号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第二百二十七号)」の一部を次のように改正す

る。

第十五条の二中「法律第七十三号」の下に「及び原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)」を加える。

第四十一条(租税特別措置法の一部改正)

第九条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に

関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め

る。

第二十九条第一項の表中原子爆弾被爆者医療

審議会に係る部分を「原子爆弾被爆者援護審議

会」厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者

の援護に関する重要事項を調査審議するこ

と。」に改める。

(国民年金法の一部改正)

9 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく障害年金

の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「支給事由とする給付」の下に「及び同条同項第七号に掲げる給付」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

10 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく障害年金

(特別児童扶養手当法の一部改正)

三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく障害年金

(特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第一百三十四条)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく障害年金

(所得税法の一部改正)

12 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被

爆者」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二百九十二条第一項第八号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第二百二十七号)」の一部を次のように改正す

る。

第二百九十二条第一項第八号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十二年法律第二百二十七号)」の一部を次のように改正す

る。

臣の認定を受けている被爆者」を加える。

本案施行に要する経費

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

八月二千六百五十一万円の見込みである。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二七六三号 昭和四十一年六月三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ四

全国麁類環境衛生同業組合連合会

理事長 鈴木正夫

紹介議員 森田 タマ君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第二八〇三号 昭和四十一年六月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 広島市中田本町四三五 宇根敏信

外二十一名

第二八〇四号 昭和四十一年六月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 広島市干田町二ノ一一ノ一三 渡波

下勝外四十二名

第二八〇五号 昭和四十一年六月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 中津井 真君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第二八〇六号 昭和四十一年六月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本県奥行環境衛生同業組合長

山口泰司外十二名

紹介議員 沢田 精君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第二七六二号 昭和四十一年六月三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 新井梅太

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第二八〇六号 昭和四十一年六月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第二八〇七号 昭和四十一年六月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 新崎貞人

昭和四十一年六月二十九日印刷

昭和四十一年六月三十日発行